

教職員のための

性に関する指導ハンドブック

令和7年2月

奈良県教育委員会

はじめに

近年、社会環境の変化や情報化社会の進展に伴い、性に関する情報の氾濫、性被害や若年層の妊娠、性の多様化等、性・いのちに関する様々な問題が起こっています。こうした状況の中、子供たちが性に関して正しく理解し、情報を適切に収集・選択し、意思決定や行動選択ができるようになることはとても重要です。

学習指導要領では、「生きる力」を育むために、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理され、それらを育成するために、教科等横断的に学習することが求められると示されています。性に関する指導についても、全教職員が共通認識を図り、学校教育活動全体を通じて推進していく必要があります。

奈良県教育委員会では、1992（平成4）年度に「性教育の手引」（幼稚園・小学校編）を、1993（平成5）年度に「性教育の手引」（中学校・高等学校編）を初めて作成し、2004（平成16）年度には改訂版を、2006（平成18）年度には高校生用の指導書を作成し、性に関する指導の充実を図ってきました。今回作成した「教職員のための性に関する指導ハンドブック」は、従来の性や生殖に加え、ジェンダーや多様性、性暴力被害などについて包括的な視点で内容を整理しています。また、発達段階に応じた認知的、感情的、身体的及び社会的側面からの指導、性に関する現代的な課題への対応や支援、学校における相談事例など、教職員が必要なときにすぐに手に取って活用できるようにしました。

性に関する指導は、学校教育の一環として、児童生徒の人格の完成、豊かな人間形成を目的として行われるものであります。このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科・保健体育科などの関連する教科や特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などについて理解を深めること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要となります。

「性」という文字は、心と共に生きると書きます。この文字に含まれている意味が表すように、「性に関する指導」を「人間としての在り方・生き方について考え、学んでいく教育」と捉え、進めていくべきと考えます。学習指導要領に示されている内容を見守りながら児童生徒に確実に指導するとともに、性の多様性と包括性を高め、各学校で児童生徒の心に響く性に関する指導や対応ができることを願っています。

令和7年2月

奈良県教育委員会

教育長 大石 健一

「性の指導に関する実施状況調査」結果の概要

県教育委員会が、2022（令和4）年度・2023（令和5）年度に県内公立学校を対象に実施した「性の指導に関する実施状況調査」では、「体育科・保健体育科」の授業以外で性に関する指導を実施している学校は、小学校（義務教育学校前期課程を含む）で90.5%、中学校（義務教育学校後期課程を含む）で91.3%、高等学校で51.4%、特別支援学校で70.0%でした。高等学校では保健体育科「科目保健」の中で性に関わる内容を取り扱うことが多いため「科目保健」以外の機会に実施している学校は少数でしたが、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の多くの学校は、児童生徒の発達段階に応じた内容について、毎学年、「生活科」、「理科」、「道徳科」の時間等に実施していました。

性に関する指導について、児童生徒に必要なだと考える内容のうち、「ジェンダー」、「多様性」、「思春期の心と体」を挙げた学校は9割程度あり、実際に「体育科・保健体育科」以外の機会に実施している学校は50%以上ありました。「性暴力」、「性虐待」、「DV」については、必要と考えるも「児童生徒の中に当事者がいることを考慮するとなかなか指導に踏み切れない」といった意見がありました。

また、児童生徒や保護者から性に関する相談を受けたことがある学校は34.1%で、制服に関することや性の違和感、性自認に関すること、妊娠に関することなどが相談内容として多くありました。これは上述した学校が児童生徒に必要なだと考える内容と重なる結果となりました。さらに、「家族からの性被害」「SNSを通じた望まない性交渉」について相談を受けている学校もあり、児童生徒が被害に遭わないための教育や被害に遭ったとき取るべき行動について指導する必要性があることが明らかになりました。

そして、性被害の相談を受けた教職員は、児童生徒の心に寄り添い、かつ犯罪を許さないといった毅然とした態度も必要になります。しかしながら、「児童生徒から相談を受けたときに初めて対応を検討する」といった学校もありました。また、担当者が明確になっていなかったり、組織体制が整っていなかったりするために、相談を受けた教職員のみで対応しなければならないなど、組織的に対応できていない状況もありました。

以上の調査結果より、本県の学校における性に関する指導の現状と課題が明らかとなり、これらを踏まえて本ハンドブックを作成しました。

目次

I 学習指導要領における性に関する指導の取扱い	1	I
II 性に関する指導の基本的な考え方	3	II
III 各教科・領域等における性に関する指導		III
1 学校における性に関する指導の内容	5	
2 性に関する指導における包括性	6	
3 小学校における性に関する指導	6	
4 中学校における性に関する指導	9	
－コラム－ 性に関する指導における外部講師の活用	9	
5 高等学校における性に関する指導	11	
6 特別支援学校における性に関する指導	13	
7 性に関する個別指導	14	
IV 特別支援教育における性に関する指導	15	IV
－コラム－ 保護者との連携について	17	
V 性に関する基本的な理解		V
1 性のありよう(多様性)	18	
2 ジェンダー	20	
3 女性の健康(月経関連疾患)	21	
4 性感染症	22	
VI 性暴力被害の現状と対応		VI
1 被害の現状	23	
2 支援と対応	25	
3 児童生徒に性暴力被害が起こった場合のタイムライン	28	
VII 学校における性に関する相談の支援対応事例	29	VII
事例 1 定期健康診断の結果、思春期早発症の疑いがある児童(小学3年生)	29	
事例 2 下校途中に性暴力被害を受けた児童(小学6年生)	30	
事例 3 月経痛等により、保健室に頻回来室している生徒(中学1年生)	31	
事例 4 習い事の指導者から性暴力被害を受けている生徒(中学1年生)	32	
事例 5 SNSで知り合った人から性暴力被害を受けた生徒(中学2年生)	33	
事例 6 望まない性的行為を断りたいと打ち明けた生徒(中学3年生)	34	
事例 7 無意識に性器いじりをする生徒等(特別支援学校中学部・高等部生徒)	35	
事例 8 自分の性別に違和感がある生徒(高校1年生)	36	
事例 9 交際相手に自分の裸の画像を送信してしまった生徒(高校2年生)	37	
事例10 オンラインゲームで知り合った人と会い、性暴力被害を受けた生徒(高校3年生)	38	
参考資料		
1 関係機関連絡先	39	
2 性に関する指導の参考資料	41	
3 生命(いのち)の安全教育	44	

I 学習指導要領における性に関する指導の取扱い

学習指導要領及び解説では、性教育に関する内容について次のように示されています。性を含めた健康に関する指導は、児童生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等において、関連付けて指導することになっています。

【中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）第 1 章 総則第 1 の 2（3）】 （下線は作成委員会で追記）

※小学校、高等学校においても同様

（3）学校における体育・健康に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科，技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【中学校学習指導要領解説総則編（平成 29 年 7 月）抜粋】

健康に関する指導については，生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや，必要な情報を自ら収集し，適切な意思決定や行動選択を行い，積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。 <中略>

さらに，心身の健康の保持増進に関する指導においては，情報化社会の進展により，様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから，生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに，薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。なお，生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し，行動することができるようにする指導に当たっては，第 1 章総則第 4 の 1（1）に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から，学校の教育活動全体で共通理解を図り，家庭の理解を得ることに配慮するとともに，関連する教科等において，発達の段階を考慮して，指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は，こうした指導を相互に関連させて行うことにより，生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって，その指導においては，体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより，保健や安全に関する指導，給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は，保健体育科の時間だけではなく技術・家庭科や特別活動のほか，関連の教科や道徳科，総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって，その一層の充実に図ることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

なお、中学校にあっては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教師に任されてしまうおそれがある。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためには、保健体育科担当の教師だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

性に関する指導の内容について、学習指導要領では、「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」（小学5年理科）、「妊娠の過程は取り扱わないものとする」（中学1年保健体育科）と記載されていますが、指導の留意事項として、「なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である」と示されています。

学習指導要領に記載の内容は、全ての児童生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができることとしています。ただし、これらの場合には、各教科等の目標や、内容の趣旨を逸脱したり、児童生徒の負担過重となったりすることのないように留意しなければなりません。

Ⅱ 性に関する指導の基本的な考え方

学校における性に関する指導は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童生徒が生命尊重、人間尊重、性別にかかわらず誰もが平等であるという精神をもつことによって、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにすることです。

性に関する指導は、教育課程において実施されることから、学習指導要領に基づいて行うことが重要です。その指導は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導することが大切です。また、現在の性に関する指導の基本的な考え方は、2008（平成20）年1月の中央教育審議会答申によるところが大きくなっています。（下線は作成委員会で追記）

7. 教育内容に関する主な改善事項

(7) 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項

(心身の成長発達についての正しい理解)

- 学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要があるため、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。
- このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

この答申を踏まえつつ、2016（平成28）年12月の中央教育審議会答申では、（健康・安全・食に関する資質・能力）において学校における性に関する指導に関連して、次のことが示されています。

(健康・安全・食に関する資質・能力)

- とりわけ近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子供たちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。
- こうした課題を乗り越え、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子供たち一人

一人に育むことが強く求められている。

- こうした健康・安全・食に関する資質・能力の具体的な内容は、別紙4のとおり整理できる。これらを教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。学校保健計画や学校安全計画、食に関する指導の全体計画についても、資質・能力に関する整理を踏まえて作成・評価・改善し、地域や家庭とも連携・協働した実施体制を確保していくことが重要である。
- 子供たちの発達を支えるためには、主に集団の場面で、あらかじめ適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンスに加えて、主に個別指導により、個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要であり、こうした視点に立って、一人一人の発達の特性等に応じた個別指導を充実させていくことも重要になる。

性に関する指導については、健康教育の一環として教科等横断的なテーマで議論されました。性に関する指導の目的や内容、指導体制等は、学習指導要領改訂においても2008（平成20）年の中央教育審議会の内容が踏襲されていますが、「資質・能力」が新しく示された関係で、「知識」だけでなく「思考力・判断力・表現力等」の内容も示されたことに留意する必要があります。

健康・安全・食に関わる資質・能力

健康・安全・食に関する資質・能力を、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

（知識・技能）

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

（思考力・判断力・表現力等）

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

（学びに向かう力・人間性等）

健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

引用・参考文献： 文部科学省（2019）改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引
文部科学省（2020）改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引
文部科学省（2021）改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引
中央教育審議会答申（2016）別紙4



Ⅲ 各教科・領域等における性に関する指導

1 学校における性に関する指導の内容

各教科、道徳科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動の授業には、それぞれの特性があります。「性に関する指導」に関連する内容の取扱いに当たっては、その特性を十分配慮して計画を立案する必要があります。本章では、校種ごとに「性に関する指導」に関連する内容を示しています。カリキュラム・マネジメントの視点に立った教科等横断的な「性に関する指導」の全体計画や年間指導計画を作成する必要があります。

生命尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・人間は、人間としてどう生きるかという生命の尊さが問われること。 ・人間は、生まれながらに多様であり、全ての人間が人間として尊重されなければならないこと。 ・人間は誰もが人間としての生活を送る権利や幸福になる権利をもっていること。 ・新しい生命が誕生することは、かけがえのない喜びであること。
生物的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・男女には、身体的、生理的な差異があること。 ・生殖に関わる仕組みと機能に関して正しく理解すること。 ・思春期になると、個人差はあるが体つきに男女の特徴が現れ、大人の体に近づくこと。 ・思春期になると、妊娠・出産が可能となるような成熟が始まること。 ・受精・妊娠・出産とそれに伴う健康面の課題を理解すること。 ・性と健康に関して、性感染症の予防などに留意すること。
心理的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の性を肯定的に受容できるようにすること。 ・身体的、精神的な発達や変化によって、不安や悩みが生じること。 ・思春期になると、性ホルモンの分泌が活発となり、身体の内部環境が変化するため、情緒が不安定になること。 ・思春期になると、性に対する関心が高まり、性衝動が発現すること。 ・性に関する心理的発達やそれによる不安や悩みについて理解し、個人的適応を図る必要があること。 ・男女の心理的特徴を理解する必要があること。
社会的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係のマナーやエチケットとして、時と場、年齢に応じて、相手や周囲の人に不安感や不快感を与えない行動が必要であること。 ・固定的な性役割観によって生じる性差別に気付くなど、性別にかかわらず人間として平等の立場で、互いの人格を尊重し合って生きていくことが大切であること。 ・交際に関しては、適切な意思決定や行動選択の能力が必要であること。 ・性情報への適切な対処や行動の選択が必要であること。 ・妊娠、出産には社会的な課題を伴うことがあること。 ・家族計画を踏まえ、妊娠・出産・子育てを行うことが大切であること。 ・性には多様性があり、互いに尊重し合うことが大切であること。

東京都教育委員会（2019）性教育の手引を参考に作成

2 性に関する指導における包括性

性に関する指導における包括性には、従来の性や生殖だけでなく、ジェンダーや多様性、性暴力被害など幅広い内容を取り扱うという包括性、性を認知的、感情的、身体的、社会的側面という多角的な見方で捉えるという包括性、様々なテーマをその年齢に合わせて繰り返し積み重ねていくという包括性、性に関する指導を学校教育だけでなく、社会教育、家庭教育も含めて推進していくという包括性などがあげられます。

国際連合教育科学文化機関(UNESCO)から発表された「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」(2009年初版、2018年改訂)は、包括的性教育のプログラムや教材の開発、実践を行うための各国の手引書になっており、国際的な性教育の指針となっています。「改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の中で、学習内容は、次の8つのキーコンセプトに基づいて構成されています。

- ① 人間関係
- ② 価値観、人権、文化、セクシュアリティ
- ③ ジェンダーの理解
- ④ 暴力と安全確保
- ⑤ 健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル
- ⑥ 人間のからだと発達
- ⑦ セクシュアリティと性的行動
- ⑧ 性と生殖に関する健康

次ページから掲載している「性に関する指導」に関連する内容(小学校 P7・P8、中学校 P10、高等学校 P11・P12、特別支援学校 P13)について、各教科等の単元に、上記の8つのキーコンセプトに対応する内容を、一例として番号で記載しているので参考にしてください。それぞれの授業の目標や特性を十分配慮しつつ、包括的な視点をもって性に関する指導に取り組んでいくことが大切です。

3 小学校における性に関する指導

小学校段階は、幼児期に始まる基本的な生活習慣の確立を図りながら、さらに健康課題に対しては自律的に取り組むことができることを目指す時期とされます。小学校6年間での児童の心身の発育・発達は顕著であり、指導内容等に対する児童の理解、思考力や判断力などの学習能力、児童の健康課題やそれらに対する対処能力などは、発達の段階により異なります。そこで、各発達段階における性に関する発達の特徴や児童が直面する課題を明らかにし、児童の発達の段階を踏まえることが重要となります。

このような小学校段階の特性を踏まえ、「性に関する指導」の目標を次のように設定することができます。

- ア 生命の誕生及び心身の発育・発達における男女差や個人差に関する基礎的事項を理解するとともに、自分を大切にしようとする心情や態度を育てる。
- イ 男女には体の特徴や発達段階などに違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であることを知り、相手を思いやる心情や態度を育てる。
- ウ 家庭における役割は、性別にかかわらず分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家庭や社会の一員として適切な判断や意思決定ができる能力や態度を育てる。

「性に関する指導」に関連する内容(小学校)

	第1学年	第2学年	第3学年
生命尊重	【道徳】D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] ②		
生物的側面	【特別活動】学級活動(2)ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 ④⑤		
心理的側面	【道徳】A主として自分自身との関わりに関すること [個性の伸長] ②		②
	【道徳】B主として人との関わりに関すること [友情、信頼]		①
社会的側面	【道徳】A主として自分自身との関わりに関すること [節度、節制]		⑤
	【道徳】B主として人との関わりに関すること [友情、信頼]		①
			【道徳】B主として人との関わりに関すること [相互理解、寛容] ①
	【道徳】C主として集団や社会との関わりに関すること [公正、公平、社会正義] [家族愛、家庭生活の充実]		①⑤
	【生活】[自分自身の生活や成長に関する内容] ⑤⑥		⑤⑥
	【総合的な学習の時間】 学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること		
	【特別活動】学級活動(2)イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成		①④⑤

各領域に関連付けることが可能なキーコンセプト

①人間関係 ②価値観、人権、文化、セクシュアリティ ③ジェンダーの理解 ④暴力と安全確保

⑤健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル ⑥人間のからだと発達 ⑦セクシュアリティと性的行動 ⑧性と生殖に関する健康

第4学年	第5学年	第6学年	
【道徳】D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること〔生命の尊さ〕②			生命尊重
【体育】G保健(2)⑥⑧ (イ)思春期の体の変化	【理科】B(2) 動物の誕生 ⑥	【体育】G保健(3) 病気の予防 ⑤	生物的側面
【特別活動】学級活動(2)ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 ⑤			
【道徳】A主として自分自身との関わりに関すること〔個性の伸長〕 ②			心理的側面
【特別活動】学級活動(2)イ よりよい人間関係の形成 ①			
【体育】G保健(2)(イ) 思春期の体の変化 ⑥⑧	【体育】G保健(1) 心の健康 ⑤		
【道徳】A主として自分自身との関わりに関すること〔節度、節制〕 ⑤			社会的側面
【道徳】B主として人との関わりに関すること〔友情、信頼〕 ①			
【道徳】B主として人との関わりに関すること〔相互理解、寛容〕 ①			
【道徳】C主として集団や社会との関わりに関すること 〔公正、公平、社会正義〕〔家族愛、家庭生活の充実〕 ①⑤			
【家庭】A(1)自分の成長と家族・家庭生活 ①⑤⑥		【社会】(1) ② 我が国の政治の働き	
【総合的な学習の時間】学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること			
【特別活動】学級活動(2)イ よりよい人間関係の形成 ①④⑤ ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成			

4 中学校における性に関する指導

中学校段階は、身体の発達が著しく、それに伴い性的な成熟が完成に向かう時期です。また、心理的にも大きな変化が現れ、自我に目覚め、恋愛や性行動への関心が高まるとともに、社会に目を向ける時期です。このため、不安や悩み、葛藤が生じる時期でもあります。自己の身体の発育・発達や性的成熟への適応、自己の存在を肯定的に受けとめ、自分らしさを形成していくこと、社会の形成者としての適切な意思決定や行動選択の能力を高めていくことが、重要となります。

このような中学校段階の特性を踏まえ、「性に関する指導」の目標を次のように設定することができます。

- ア 心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる。
- イ 性別による心身の特質を基に互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意思決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。
- ウ 性別にかかわらず人間の生き方は多様であることを理解し、家庭や社会において期待される役割や自己の将来の生き方について考えるとともに、社会における性的な事象を見つめて、家庭や社会の一員として適切な判断や意思決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。

コラム

性に関する指導における外部講師の活用

- 想定される外部講師 医師（産婦人科医等）、助産師、保健師など
 - 活用の場面 各教科等の指導、教育課程外（PTA 主催等）で行う講演会、個別指導、個別相談
- 【各教科等の指導において活用する場合】
- 指導形態 指導形態によって、指導の内容や方法を検討する。（学校全体、学年単位、学級単位など）
 - 指導内容 各校種の学習指導要領を踏まえて、指導内容を決定する。（外部講師が指導する場合でも責任の所在は学校にある。）
 - 留意点
 - ・ 教職員と外部講師は事前事後で打合せを行う。
 - ・ 授業を企画する教職員が主体となり指導計画を作成する。
 - ・ 講演会などを開催する際、全教職員の共通理解のもと実施する。
 - ・ 性に関する諸課題を取り扱う際には、当事者がいることを前提に配慮する。
 - ・ 必要に応じて、保護者に事前に周知したり、参加を促したりする。

各領域に関連付けることが可能なキーコンセプト

- ①人間関係 ②価値観、人権、文化、セクシュアリティ ③ジェンダーの理解 ④暴力と安全確保
⑤健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル ⑥人間のからだと発達 ⑦セクシュアリティと性的行動 ⑧性と生殖に関する健康

「性に関する指導」に関連する内容(中学校)

	第1学年	第2学年	第3学年
生命尊重	【道徳】D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] ②		
生物的側面	【保健体育】〔保健分野〕 (2) ア(イ) ⑥⑧ 生殖に関わる機能の成熟		【保健体育】〔保健分野〕 (1) ア(オ) ⑤⑦⑧ 感染症の予防 【理科】〔第2分野〕 (5) 生命の連続性 ⑥⑧
	【特別活動】学級活動(2)ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 ⑦⑧		
心理的側面	【道徳】A主として自分自身との関わりに関すること [向上心、個性の伸長] ② 【特別活動】学級活動(2)ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力 ①②③⑦⑧ ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 【保健体育】〔保健分野〕 (2) ア(エ) 欲求やストレスへの対処と心の健康 ③⑦		
社会的側面	【道徳】A主として自分自身との関わりに関すること [節度、節制] ⑤ 【道徳】B主として人との関わりに関すること [友情、信頼] ① 【道徳】C主として集団や社会との関わりに関すること [公正、公平、社会正義] [家族愛、家庭生活の充実] ①⑤ 【技術・家庭】〔家庭分野〕A(1) 自分の成長と家族・家庭生活 ①⑤⑥ 【社会】〔公民的分野〕A (2) 現代社会を捉える枠組み C(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ② 【特別活動】学級活動(2)ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 イ 男女相互の理解と協力 ①②③⑦⑧ ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 【総合的な学習の時間】学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること		

5 高等学校における性に関する指導

高等学校段階は、身体の発育・発達には個人や男女によって違いがみられるが、高校生の後期にはほぼ成人と変わらなくなり、性機能も成熟して、心理的な発達も著しくなります。自分の生き方や社会との関わり方について真剣に考え始めるのもこの時期であり、自分を知り、主体的な判断や行動ができるようになることが重要となります。

このような高等学校段階の特性を踏まえ、「性に関する指導」の目標を次のように設定することができます。

- ア 心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解し、自他の性に対する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。
- イ 性別による心身の特質と人間としての平等性について認識を深め、互いに人格を尊重する心情や態度を育てる。また、将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意思決定に基づく行動選択の能力や態度を育てる。
- ウ 社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。また、性の文化や社会的な意味を理解するとともに、誰もが平等であること、人間尊重の精神を基盤とする性の望ましい価値観を確立し、適切な意思決定や行動選択ができる能力や態度を育てる。

「性に関する指導」に関連する内容(高等学校)

	第1学年	第2学年	第3学年
生命尊重		【公民・倫理】B 現代の諸課題と倫理 (1) 自然や科学技術に関わる諸課題と倫理 ②	
	【総合的な探究の時間】 学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること		
	【特別活動】ホームルーム活動 (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 イ 男女相互の理解と協力 ③④		
生物的側面		【理科・生物】(1) 生物の進化 ア(1) 遺伝子の変化と進化の仕組み ④ 遺伝子組合せの変化 (3) 遺伝子情報の発現と発生 ア(1) 発生と遺伝子発現 ④ 発生と遺伝子発現 ⑥⑧	
	【保健体育・保健】(1) ア(イ) 現代の感染症とその予防 ⑤⑦⑧ (3) ア(ア) 生涯の各段階における健康		
	【総合的な探究の時間】 学校の実態に応じて、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること		

<p>心理的側面</p>	<p>【公民・公共】A 公共の扉 (1) 公共的な空間を作る私たち ②⑤ (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方</p> <p>【家庭・家庭基礎】A 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 青年期の自立と家族・家庭 ①②⑤</p>	
<p>社会的側面</p>	<p>【公民・公共】A 公共の扉 (1) 公共的な空間を作る私たち ②⑤ (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方</p> <p>【保健体育・保健】(3)ア(ア)生涯の各段階における健康 ⑤⑥</p> <p>【家庭・家庭基礎】A 人の一生と家族・家庭及び福祉 (1) 生涯の生活設計 (2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会 (3) 子供の生活と保育 ①②⑤⑧</p>	<p>【家庭・家庭総合】A 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会 ①②⑤</p> <p>【特別活動】ホームルーム活動 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 エ 青年期の悩みや課題とその解決 ①④⑦</p> <p>【特別活動】学校行事 (3) 健康安全・体育行事 ⑥</p> <p>【公民・倫理】A 現代に生きる自己の課題と人間としての在り方生き方 (1) 人間としての在り方生き方の自覚 B 現代の諸課題と倫理 (1) 自然や科学技術に関わる諸課題と倫理 ②</p> <p>【家庭・家庭総合】A 人の一生と家族・家庭及び福祉 (1) 生涯の生活設計 (2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会 (3) 子供との関わりと保育・福祉 ①②⑤⑧</p> <p>【特別活動】ホームルーム活動 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 エ 青年期の悩みや課題とその解決 ①④⑦</p>

各領域に関連付けることが可能なキーコンセプト

- ①人間関係 ②価値観、人権、文化、セクシュアリティ ③ジェンダーの理解 ④暴力と安全確保
⑤健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル ⑥人間のからだと発達 ⑦セクシュアリティと性的行動 ⑧性と生殖に関する健康

6 特別支援学校における性に関する指導

特別な支援が必要である児童生徒に対する性に関する指導の目標、指導内容等は、小学校、中学校、高等学校の各校種に準じて行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善克服し、自立と社会参加に向けた視点をもつことが重要です。小学校・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領に基づき、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して、適切な指導や支援を行います。

「性に関する指導」に関連する内容(特別支援学校)

	小学部	中学部	高等部
生命尊重	【道徳】D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること〔生命の尊さ〕②		
生物的側面	【体育3段階】Gア ⑥ 健康や身体の変化の理解 【体育3段階】Gイ 健康や体の変化の理解と他者への伝達 ①⑥	【保健体育2段階】H ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防 ⑤⑥	【保健体育2段階】 Iア 心身の発育・発達に 応じた適切な行動の理解 ⑥⑦⑧
心理的側面		【職業・家庭1～2段階】 家庭分野Aア 自分の成長と家族、家庭生活と役割 ⑤⑥ 【特別活動】思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応 ⑦⑧	【家庭2段階】Aア 家族の役割理解と家庭作りの役割実践 ⑤ 【特別活動】青年期の悩みや課題とその解決 ①⑦
社会的側面	【道徳】B主として人との関わりに関すること〔友情・信頼、相互理解・寛容〕① 【道徳】C主として集団や社会との関わりに関すること〔家族愛・家庭生活の充実〕①⑤ 【特別活動】よりよい人間関係の形成 ① 【特別活動】男女相互の理解と協力 ①③ 【特別活動】心身ともに健康で安全な生活態度の形成 ④⑤ 【特別活動】生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立 ②④⑤		

各領域に関連付けることが可能なキーコンセプト

①人間関係 ②価値観、人権、文化、セクシュアリティ ③ジェンダーの理解 ④暴力と安全確保

⑤健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル ⑥人間のからだで発達 ⑦セクシュアリティと性的行動 ⑧性と生殖に関する健康

7 性に関する個別指導

児童生徒が心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うためには、体育科・保健体育科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間、その他関連する教科等などの集団指導とともに、日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導についても着目し、両者を関連させながら進めていくことが重要です。この点に関わって、中学校学習指導要領第1章総則第4の1（1）においては、「主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること」が明示されており、小学校及び高等学校の総則においても同様の記述がなされています。保健教育の体系については小学校、中学校、高等学校でほぼ共通していますが、ここでは中学校を取り上げて図3-1に示します。

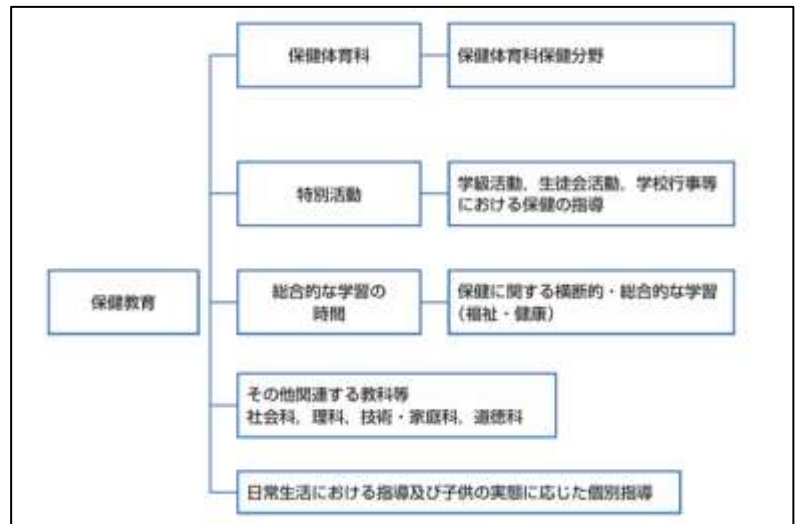


図3-1 保健教育の体系（中学校） ※小学校、高等学校においても同様

性に関する個別指導は、体育科・保健体育科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間などの集団指導の内容や時期等を踏まえつつ、個別の児童生徒や任意の小集団を対象として意図的・計画的に取り組むものです。具体的には、集団指導の内容等に伴う配慮や充実のための補完的な学習、学習内容の習熟の程度に応じた発展的な学習、児童生徒が日々の生活において直面する可能性のある課題や興味・関心等に応じた学習などを取り入れることが考えられます。これらの実施に当たっては、管理職のみならず全ての教職員の共通理解と協力による指導体制を確保することが不可欠であり、学校保健計画や学校安全計画に位置付けることが望まれます。また、保護者の十分な理解と連携を図る必要があります。さらに、学校医等や専門的な機関等からの協力を得て、より効果的な個別指導を行うことも期待されます。

子供たちの心身の発育・発達には個人差があり、様々な健康課題に関する感受性や考え方も異なり、家庭の事情や背景も多様です。そのため、集団指導で教えるばかりでなく、集団指導で学習した知識を補完したり、より発展させたり、また、配慮を必要とする子供に寄り添ったりすることがより細やかにできる個別指導を充実することは極めて有意義と思われる。

引用・参考文献： 東京都教育委員会（2019）性教育の手引
 奈良県教育委員会（2005）性教育の手引 一よりよく生きるために一
 公益財団法人日本学校保健会（2024）保健教育における個別指導の考え方、進め方
 ユネスコ編 浅井春夫 長香織 田代美江子 福田和子 渡辺大輔 訳（2020）改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイダンス、明石書店
 包括的性教育とは 日本の性教育の現状と課題<用語解説> - 性暴力を考える - NHK みんなでプラス <<https://www.nhk.or.jp/minplus/0026/topic031.html>>

Ⅳ 特別支援教育における性に関する指導

性に関する指導目標は、障害の有無にかかわらず同様ですが、それぞれの障害種別の特性を踏まえた上で、指導内容や方法を検討し、実施する必要があります。

1) 視覚障害のある児童生徒への配慮事項

(1) 指導上の配慮事項

視覚障害のある児童生徒は、見える範囲や耳からの情報を頼りに、性への理解や概念を形成しています。そのため、指導に当たっては、児童生徒の実態を十分に把握する必要があります。

(2) 教材等の配慮事項

実物に即した、具体的な教材の開発と工夫が必要です。また、心の成長を促す教材として、国語をはじめとした読み物を教材として用いることも有効です。

2) 聴覚障害のある児童生徒への配慮事項

(1) 指導上の配慮事項

聴覚障害特別支援学校や地域の小中学校では、少人数で授業が進められている場合も多いです。また、児童生徒の実態を十分に把握し、個別指導を充実させることが大切です。

(2) 教材等の配慮事項

動画資料などの視聴覚教材が有効ではありますが、音声によるものが多く、字幕の入った教材は少ない傾向にあります。理解しやすい言葉で字幕を挿入して使用するなどの配慮が必要となります。

また、地域の保健所や医療機関などの専門機関と連携し、教材についての助言を得るなどすることも有効です。

3) 知的障害のある児童生徒への配慮事項

(1) 特性に応じた指導

知的障害のある児童生徒の指導については、個々の障害の状態や各学校の実態を考慮し、教育活動全体を通じて体系的・計画的に行う必要があります。特に、性に関する指導を通して、日常生活の基礎的・基本的事項を身に付けさせるとともに、自己の性についての認識や、他者への認識を深めることが重要となります。さらに、心身の発育や発達に応じて、社会性や豊かな人間関係を育て、生命の尊さに気付かせ、将来を積極的に生きていこうとする意欲や態度を育てることが重要です。

また、身体には守るべき大切な部分（水着を着ると隠れる部分）があり、家庭内外を問わず、自分だけの大切などころは見せたり、触らせたりしてはいけないことを伝える必要があります。他者の大切な部分も勝手に見たり触ったりしてはいけないこと、嫌な触られ方をしたときには「嫌

だと言う」、「逃げる」、「信頼できる大人に相談する」ことを確認し、加害・被害防止と、被害後の対応を身に付けさせることも大切です。

心と身体には距離感があるという認識を身に付け、可能であれば、他者の気持ちを尊重した意思決定と行動選択ができるようにします。

(2) 指導上の配慮事項

障害の状態に応じて、指導内容の重点化や個別化を図ったりするなどの工夫が必要です。また、学習した内容が日常生活で実際に生かせるように、繰り返し指導する必要があります。

(3) 教材等の配慮事項

理解力に個人差が大きいため、個に応じた多様な教材を準備することが求められます。用語については難解なものを避け、理解したりイメージしたりしやすいように工夫しましょう。

また、絵図、模型や視聴覚教材など、できる限り具体的な教材を用いることが大切です。市販されている教材を実態に合わせて加工したり、独自に教材を開発したりする必要もあります。

4) 肢体不自由のある児童生徒への配慮事項

(1) 特性に応じた指導

肢体不自由のある児童生徒の中には、障害があることによって性について、様々な不安や悩みを抱くことがあります。例えば、自分自身の障害の理解と受容の程度が、自己の二次性徴を理解したり受け入れたりすることに大きく影響して、悩みにつながる場合があります。また、自己の性についての認識が希薄な児童生徒もいます。肢体不自由の児童生徒の性に関しては実態が多様であり、一人一人の実態に即して、個々に応じた指導が必要です。

(2) 指導上の配慮事項

障害を克服し、自立を果たすことを目指すことに主眼を置くことが大切です。指導の過程では障害があるために生じる悩みや葛藤を予測し、それを乗り越えるための指導・支援をすることが必要です。

5) 病弱者である児童生徒への配慮事項

(1) 指導上の配慮事項

指導の過程では、医師や看護師など医療機関のスタッフや家族と十分な連携を保ちながら、児童生徒の悩みや葛藤を考慮することが大切です。

(2) 教材等の配慮事項

性に関する指導を年間指導計画に沿って行うことが重要ですが、入退院を繰り返す場合には、発達段階に応じたテキストや動画資料による教材を用意し、一人一人の児童生徒の実態に応じて指導を展開することも必要です。そのためには、短時間で指導できる教材を活用するなどの工夫をすることも有効です。

- 6) 通常の学級や特別支援学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒への配慮事項
言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害など、特別な支援を要する児童生徒に対しては、上記のそれぞれの障害種別への配慮事項をはじめ特別支援学校学習指導要領や「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」等を活用し、個々の実態に応じた指導を行う必要があります。

コラム

保護者との連携について

保護者へは年間指導計画や個別の指導計画、個別の教育支援計画等を示し、性に関する指導の目標や内容を十分説明するとともに、保護者の思いや不安等についても聞き取ることが重要です。学習を進めるに当たっては、授業の様子等を連絡帳やお便りで伝えるなど、保護者との連携を図りながら進める必要があります。家庭での様子についても共有するとともに、学校での考え方や取組と家庭教育を適切に結び付けることも必要です。

【保護者との連携をはかる具体的方法】

- 学校での授業内容を事前に理解してもらうため、学年・学級便り等でお知らせする。
- 授業参観を通じて、授業内容や児童生徒の反応等を理解してもらう。
- 授業参観後、懇談会をもち、保護者から出される感想や意見により話し合いを深め、性に関する指導について相互理解や協力を得る。
- 外部講師等による保護者向け講演会を開催し、性に関する指導の理解促進を図る。
- 学校保健委員会で性に関する指導をテーマに取り上げ、学校医等からの専門的な指導や助言を基に、学校の役割や家庭の役割について協議を深める。

引用・参考文献：神奈川県教育委員会（2022）性に関する指導の手引き～「生命（いのち）の安全教育」との関連から考える～
文部科学省（2021）障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

V 性に関する基本的な理解

1 性のありよう（多様性）

性には「身体の性」、「性自認」、「社会的な性」、「性的指向」といった様々な要素があり、それらはいずれも「女性」または「男性」のどちらか一つということではありません（表 5-1）。また、電通グループ「LGBTQ+調査 2023」によると LGBTQ+当事者層の割合は全体の 9.7%とあり、この割合は 35 人学級では 3～4 人となっています（表 5-2）。

表 5-1 性のありよう 奈良県教育委員会（2015）人権教育学習資料集『なかまとともに・中学校』

身体の性	生まれながらの身体の性。外性器、内性器、性腺、染色体や第二次性徴による外形的な特徴によって判断される。
性自認	自分の性別をどのように認識するかということ。心の性。
社会的な性	身体の性別にかかわらず、成長過程・社会生活の中で、後天的に身に付けていく性。
性的指向	恋愛感情、性的欲望の対象。

表 5-2 LGBTQ+当事者の内訳 電通グループ（2023）LGBTQ+調査 2023

性自認について 「性自認」×「生まれた時に割り当てられた性」		性的指向について 「性自認」×「性的指向」	
トランスジェンダー (トランスジェンダー男性/女性)	1.15%	ゲイ	1.59%
ノンバイナリー / Xジェンダー 性自認が「男性か女性が変わることがある。一定ではない」「男性・女性どちらでもある/ないと感じる」	1.38%	レズビアン	1.01%
クエスチョニング(性自認) 性自認が「わからない」(「質問の意味がわからない」は含まない)	0.26%	バイ / パンセクシュアル 性的指向が「男性か女性が変わることがある。一定ではない」「男性・女性どちらも好きになる」「相手の性別は問わない」と回答	3.20%
		アロマンティック 「性別に関係なく、他者に恋愛感情を抱かない」	1.43%
		アセクシュアル 「性別に関係なく、他者に性的に惹かれない」	1.56%
		クエスチョニング(性自認) 性自認が「わからない」(「質問の意味がわからない」は含まない)	0.58%

※選択肢の便宜上、上記のように分類していますが、この他にも多様な性のあり方があります。
※1人の回答者が複数の性のあり方に該当する場合がありますため、全てのスコアを足すと、9.7%を超えます。

性のありようは多様であり、一人一人異なるものです。だれもがどこかに位置付いている当事者と言えます。しかし、「身体と心の性別は一致しているもの」、「異性を好きになることが当然」という固定的な考えから、性的マイノリティの方々を笑いの対象にしたり、いじめや排除したりするという事象が後を絶ちません。そのため、性的マイノリティの方々が生きづらさを感じていても周囲がそのことに気付かず、多くの人が声すら上げることができず、悩み苦しんでいる現状があります。このことに対する周囲の理解の促進とともに、当事者が思春期を迎え自覚する前の早い時期から、肯定的な情報を知ることができる環境・教育が必要です（図5-1）。

また、そのような現状の中、自分の性のありようについて相手を信用して打ち明けたにもかかわらず、そのことを本人の許可なく第三者に伝える事象（アウティング）も起こっています。その行為は行った意図がどうであれ、本人を傷つけてしまう行為であり、そのことが原因で本人が自死してしまうという悲しい事象も起こっています。

日本では2023（令和5）年6月23日「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。一人一人の性のありようが大切にされ、自分の尊厳をもって生きていくことは、人として当然の権利です。全ての人がありのままに自分らしく生きることのできる社会の実現に向けては、自分らしさとは何かを考えたり、他者の自分らしさを尊重する態度を身に付けたりすることはもちろんのこと、性のありようを理解し、違いを豊かさとして捉える人権感覚を培う教育が求められます。



図5-1 思春期におけるゲイ・バイセクシュアル男性のライフイベント平均年齢（1999年調査有効回答数1,025人）
日高庸晴（2016）ゲイ・バイセクシャル男性の健康レポート2015

2 ジェンダー

ジェンダーとは、生物学的な性別とは異なる社会的・文化的に作り上げられた性別を指します。男だから、女だからといった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって作られていくともいわれています。

日本では1999（平成11）年に男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。奈良県においても、奈良で働き暮らす男女が自らの力を最大限発揮して、一人一人の幸せを実現し、発展する奈良県を目指して「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画」が2021（令和3）年3月に策定されました。

こうした法律等を受けた取組により、社会意識や制度等において一定の改善が見られるものの、「男性は外で働き、家の仕事や育児は女性がするもの」という固定的役割分担意識は根強く残っています。教育分野においても例外ではなく、ジェンダー統計（国立女性教育会館）によると、小学校における女性教員の割合は、教職員全体では約6割であるにもかかわらず、管理職では約2割にとどまっています。また、高等学校の理数の学力は、男女とも世界的トップレベルですが、女子の理系大学への進学率が低くなっています。

2019（令和元）年に奈良県が行った「奈良県女性活躍推進に関する意識調査」では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について42.9%が「賛成」、「どちらかといえば賛成」と肯定的な回答をしています。これは全国調査の35.0%に比べると7.9ポイント高い状況であり、県民のこのような意識は全国と比較しても高いという結果が出ています（図5-2）。

男女間の賃金格差や女性の非正規雇用率の高さなどからも明らかのように、女性にとって働きにくい社会が依然として存在します。男女共同参画社会の実現のためにも、女性の活躍を推進するためにも、固定的性別役割分担意識の払拭や、女性の就労支援や男女ともの働き方改革、女性の人権尊重の取組は引き続き進めていかなければなりません。しかし、根強い固定観念の払拭には、従来のような啓発だけでは足りず、具体的な仕組みを作り根付かせることにより、人々の行動を変えていく段階にあるとの認識をもつ必要があります。教職員が自らの内にある性別に関する固定観念に目を向け、それにとらわれることなく、お互いを一人の人間として尊重し合おうとする意識を高めることが肝要です。

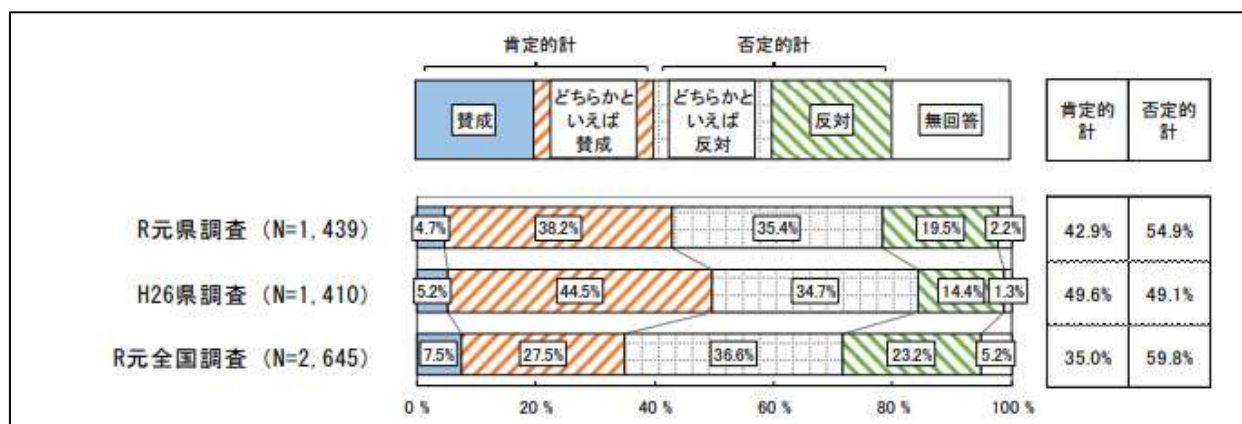


図5-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について
奈良県（2019）奈良県女性活躍推進に関する意識調査

3 女性の健康（月経関連疾患）

月経に起因する月経困難症、過多月経による貧血、無月経、月経前症候群（PMS）などの女性特有の疾患は大人だけの問題ではなく、思春期の女子においても、月経にまつわる様々な悩みを抱えており、勉強や運動などの学校生活等に支障をきたす可能性があります。2016（平成28）年度スポーツ庁委託事業「子供の体力向上課題対策プロジェクト」（NPO 法人日本子宮内膜症啓発会議）でのアンケート結果によると、約80%^{注）}の生徒が、「月経に関して、勉強や運動に影響するほどの体の不調がある」と回答しています。しかし、こうした問題について、相談相手がおらず、体調不良のまま困っている児童生徒もいるため、正しい知識の普及と支援体制の整備が必要です。

月経等を含めた性に関する悩みに対しては、健康診断における問診や相談内容等を踏まえ、学校保健関係者が児童生徒の個々の発達や関心のレベルに合わせて指導するなどの対応が求められています。今般、政府の「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、生理に伴う様々な困難を相談しやすい環境整備の推進に関する項目が盛り込まれ、必要に応じ、より迅速かつ適切に産婦人科等の受診につながることの重要性が示されました。

児童生徒が自身の不調を訴えることに心理的な負担を感じたり、心身の成長や健康に関して十分理解していなかったりすることにより、適切な助言や指導が受けられないことも考えられるため、定期の健康診断を実施する際の保健調査票等に女子の月経随伴症状について記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど、適切な対応が必要となります。

学校生活においては、教職員等が月経随伴症状等に関する理解を深め、児童生徒が相談しやすい環境をつくるとともに、必要に応じて家庭や関係機関等と連携し、児童生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め、学校生活の様々な面で適切に配慮することが必要です。

注）「勉強・運動に影響を与える症状はありますか」という質問に対し、「なし」と回答した女子生徒は20%であり、それ以外はなんらかの症状を訴えている。

参考資料： 文部科学省（2021）児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

公益財団法人 日本学校保健会（2015）児童生徒等の健康診断マニュアル
平成27年度改訂 第2章 健康診断時に注意すべき疾病及び異常
7 産婦人科関連

厚生労働省 働く女性の心とからだの応援サイト 女性特有の健康課題



4 性感染症

性感染症とは、性的接触を介して感染する可能性のある感染症をいいます。性感染症は性的接触により、口や性器などの粘膜や皮膚から感染し、梅毒、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症などがあります。

多くの性感染症には自覚症状がなく、知らないうちに病気が進行してしまうことがあり、合併症や後遺障害が残る可能性があります。そのため、早期発見・早期治療がとても重要となります。

その中でも、梅毒の報告数は増加傾向にあり、奈良県においても全国同様に梅毒患者の報告は増加しています。男性は20代～40代の報告数が増加傾向にあり、女性は10代・20代の報告数が特に増加しています。

性感染症の一つである HIV 感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、性行為においては適切な予防を行うことで感染を防ぐことができます。さらに、近年は医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によって AIDS（後天性免疫不全症候群）の発症を抑えることができます。「AIDS＝死に至る病気」ではなくなっているにもかかわらず、正確な知識や具体的な情報が十分とはいえず、HIV 感染者に対する偏見や差別が依然残されています。

性感染症の検査について、検査を受ける方の費用負担や、実施されている検査の項目、検査の方法については、各自治体によって異なるので、検査を希望する場合は事前に確認が必要です。HIV 検査と一緒に受けられるか、別々に受けられるかも自治体により異なります。また、結果は即日に出る方法と1週間後に聞きに行く方法があります。保健所以外でも保健センターや特設の検査会場で受けられる自治体もあります。医療機関では、保険証を使って検査できますが、匿名・無料ではありません。泌尿器科、皮膚科、産婦人科などで、症状の問診、視診や尿や血液、患部の検査などからわかります。梅毒や HIV 感染症にかかっているかどうかは血液検査でわかります。もちろん、性感染症に限らず、匿名でなくても医療機関での個人情報厳密に保護されます。

一般のコロナウイルス感染症の世界的パンデミックのように、感染症に対する不確かな知識や思い込み等による過度の危機意識により、時には過剰な行動に走ってしまうことがあります。そのことが原因で感染者や患者、さらには、その家族に対する偏見や差別意識を生み、様々な人権問題が起きています。

感染症にかかる可能性は誰にでもあります。その中で、感染者等が自分らしく生きていける社会を実現するためには、感染症に対する知識を身に付けることとともに、不確かな知識に惑わされることなく、感染者等の尊厳を尊重する態度を養うことが必要です。

参考資料：公益財団法人 日本学校保健会（2018）教職員のための指導の手引
～UPDATE！エイズ・性感染症～



VI 性暴力被害の現状と対応

1 被害の現状

性暴力とは、同意のない性的な行為のことであり、重大な人権侵害です。具体的には、同意なく性行為を強いられるレイプ、デート DV、痴漢やセクハラなどの性的嫌がらせなど、被害者が「嫌だな」、「気持ち悪いな」と思う全てのことをいいます。性暴力は年齢、性別にかかわらず、身近な人、夫婦や恋人の間でも起こります。

近年、これまでの法律や社会では、訴えが届かず苦しんできた被害者たちの存在が明らかになり、性犯罪に関する規定が大幅に見直され、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が 2023（令和5）年7月に施行されました。さらに、2024（令和6）年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この法律は「接近禁止命令等の期間を6か月から1年間に伸長する」、「電話等禁止命令の対象行為」などが追加され、旧法律より保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化がなされました。その背景には、2002（平成14）年度の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が約36,000件であったものが、年々増加し、2020（令和2）年度にはその約3.6倍の約130,000件になったこと、警察におけるDV等の相談件数も2001（平成13）年から増加傾向にあることが挙げられます。

また、内閣府女性共同参画局が行った調査では、回答者の4.7%、約21人に1人が「無理矢理に性交等をされた被害経験がある」と回答しています（図6-1）。そして、その被害を受けた人の約6割が「どこにも相談しなかった」と回答しています（図6-2）。

「恥ずかしくて誰にも言えなかった」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていける」、「そのことを思い出したくない」などの様々な理由で多くの被害者が相談できずにいます。また、「本当に嫌なら抵抗できたはずだ」、「露出の高い服を着ていたからだ」などと誤った考えが被害者を更に傷つけ、相談しにくい環境をつくっています。

人は自分の身体のこと自分で決める権利があります。その権利が侵されそうなときは、相手が誰でも「ノー」と言える権利があります。このような自他の権利があることを知り、その権利を尊重する人材を育成することが必要です。しかし、中には「ノー」と言えない人もいることから、常に児童生徒の変化のサインを見逃さないことが大切です。

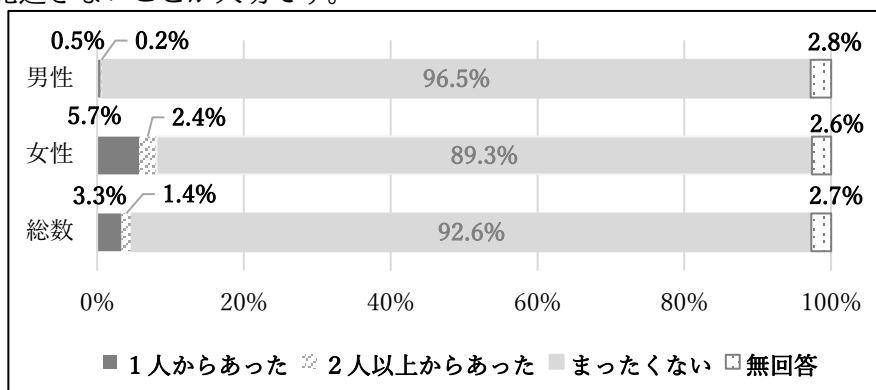


図6-1 不同意性交等の被害経験 内閣府男女共同参画局（2024）男女間における暴力に関する調査報告書〈概要版〉

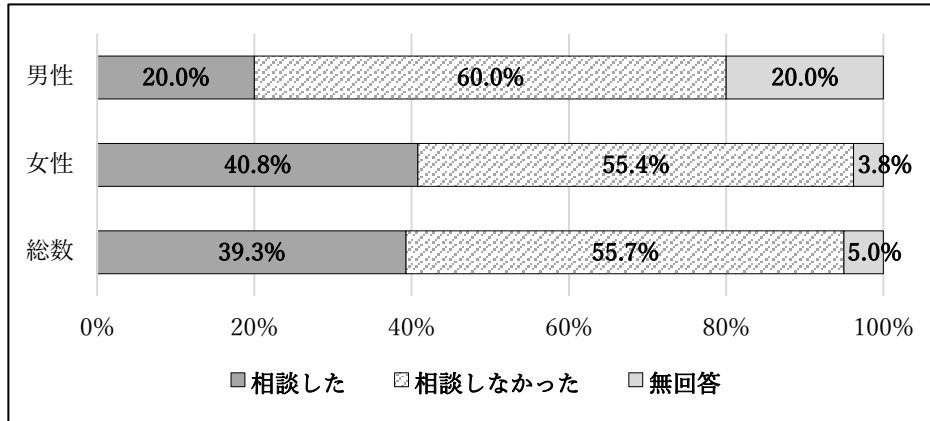


図 6-2 不同意性交等の被害の相談経験 内閣府男女共同参画局（2024）
男女間における暴力に関する調査報告書〈概要版〉

「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書によると、若年層（16～24 歳）のうち、4 人に 1 人以上（26.4%）が何らかの性暴力被害に遭っています。若年層の 12.4%は、身体接触を伴う被害に、若年層の 4.1%は、性交を伴う被害に遭っています（図 6-3）。

また、身体接触や性交を伴う性暴力被害の経験のある若年層では、16～18 歳（高校生）の時に最初に被害に遭ったという人が最も多くなっています（図 6-4）（図 6-5）。

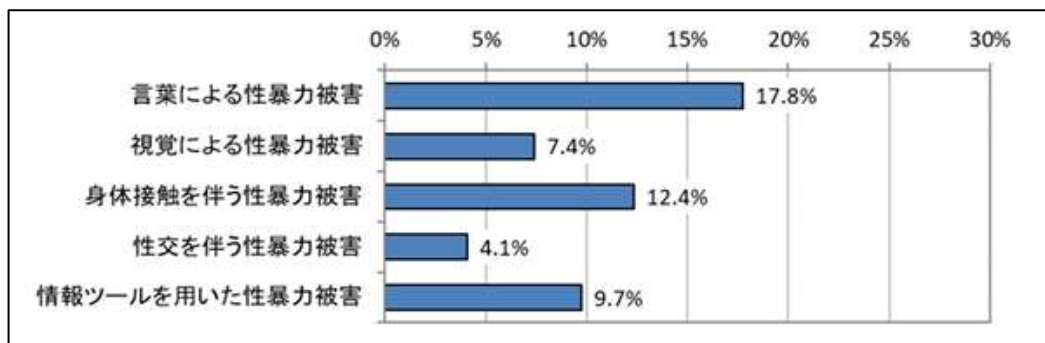


図 6-3 性暴力被害の遭遇率 (n=6, 224)

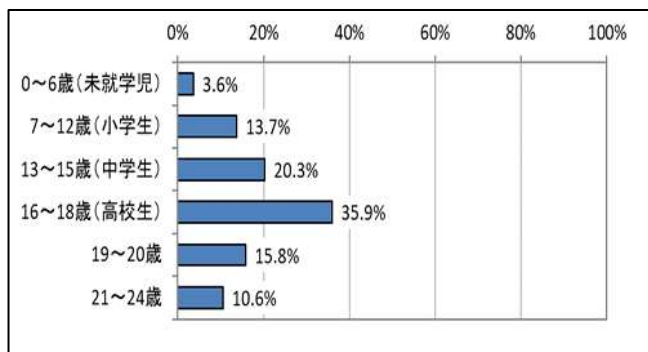


図 6-4 身体接触を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢
(n = 576)

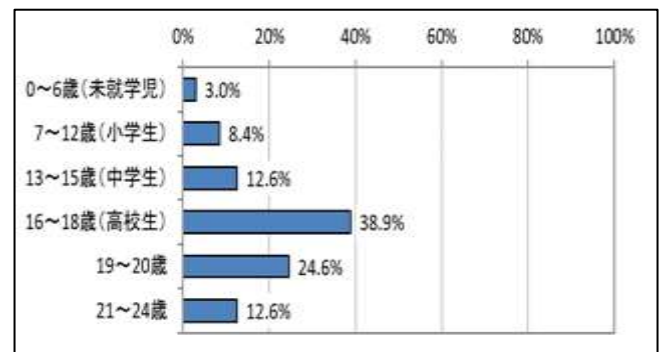


図 6-5 性交を伴う性暴力被害に最初に遭った年齢
(n = 167)

内閣府男女共同参画局（2022）若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書

2 支援と対応

被害に遭った児童生徒に落ち度はなく、人権を侵害された被害児童生徒はそれまでの日常を守られるべき存在です。したがって、性暴力の対応支援の基本原則は「被害児童生徒ファースト」であることを念頭において対応します。児童生徒の気持ちに寄り添うこと、心と身体のケアをすることによって日常生活を取り戻し、学校が安全・安心な居場所となることが支援の目標となります。

1) 被害児童生徒から打ち明けられたら

- ・児童生徒が安心して話せる場所に移動する。
- ・最初に「誰に何をされたか」を聴き取り（基本は4W1H）、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と伝え、「話してくれてありがとう」と伝える。
- ・児童生徒が自発的に話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聴き取る。その際は児童生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残す。
- ・家族、学校の他の教職員や関係機関にどこまで情報を提供してよいのかということについて本人に同意をとる。
- ・詳細については無理に聴きすぎず、「性的な被害を受けた」ことを聴くことができれば、警察等の関係機関と連携する。
- ・児童生徒から「親には言わないで」と言われたら、どのようなことが不安なのかを聴き取り、命に関わることや法に触れることについては秘密にはしておけないことを丁寧に説明する。

2) 本人以外の児童生徒から相談されたら

- ・いつどのような形で知ったかを聴き取る。また、被害児童生徒本人は教職員にそのことを伝えても構わないと言っているかどうかを確認する。その上で、「話してくれてありがとう」と伝える。
- ・他に知っている人がいるかどうかを確認した上で、この話を広げないことをその児童生徒に約束してもらう。
- ・被害のことを知ったときにどのように感じたかを聴き、何か自分自身に変化があったときや、困ったことが起きたときに、相談できる教職員の名前を告げる。
- ・被害児童生徒が開示に同意していない場合は、情報を提供した児童生徒の立場が悪くなることがあるので慎重に進め、児童生徒が安心して話せる場所に移動する。

3) 教職員が性暴力の情報を得たら

- ・事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、「疑い」の段階で基本的には重大事態と考え、原則的に即日に報告・調査・対応を開始する。
- ・情報を得た教職員は、学級担任、学年主任、生徒指導主事と相談し、管理職に報告をする。養護教諭やスクールカウンセラーにも相談する。
- ・管理職は、保護者に連絡するかどうかを迅速に判断する。即日に対応を開始しない場合は、保護者にその旨を説明できる理由を明確にして、記録に残しておく。また、教育委員会にも報告・相談する。

4) 聴取り時の留意点

- ・被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうことがあるので、共感は大変であるが極端に感情的な対応にならないように留意する。
- ・別の教職員に同じ話を聴かれて被害体験を思い出させられることは、トラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまうことがあるため。繰り返し同じ話を聴くことは避ける。
- ・聴取りの際は、複数の教職員で被害児童生徒を支える必要があるため、被害児童生徒が信頼できる複数の教職員で対応するようにする。
- ・障害のある児童生徒については、個々の障害の特性や状態等を踏まえて対応する。

5) チームの立上げと対応

- ・管理職、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどでチームを作り、役割を決める。
- ・被害児童生徒と加害児童生徒を担当する教職員は必ず別にする。
- ・聴取りは、被害児童生徒、関わりのあるその他の児童生徒、加害児童生徒の順に個別に行い、その際は最初に情報を得た教職員の記録を基に、それを補完する形で聴取りをする。何度も同じことを聴かないように留意する。
- ・事実確認と生徒指導は明確に区別し、事実確認の場で指導を行わないようにする。
- ・それぞれの言い分が異なることがあるので、聴き取った情報に整合性があるかどうか、複数の教職員で確認しながら聴取りを進める。なお、被害児童生徒の言い分は疑いをもった態度で聴かないよう留意する。
- ・聴取者の意見を交えず、ありのままの事実を傾聴し、共感的理解に努め、できる限り本人の語った言葉をそのまま記録する。
- ・聴取り後は、保護者との関係性で最も適した教職員が、保護者に直接説明する。具体的な支援については、本人の意思を尊重し、保護者の意向も確認しながら進める。

6) 被害児童生徒の保護者への説明

- ・保護者には「全力で被害児童生徒を守ること」、「組織として秘密は守ること」を強く約束する。その際、被害児童生徒を守るために複数の教職員で支える必要があり、支援に当たる限られた教職員間のみで情報共有し、秘密は絶対に守ることを約束して同意を得ておく。
- ・発生時だけでなく調査の進捗に応じて随時連絡することで、保護者との信頼関係を維持する。
- ・治療が必要な外傷がある場合や妊娠の可能性がある場合は、病院受診の必要性について説明する。妊娠の可能性がある場合は緊急避妊法（アフターピル）が有効な72時間以内に受診してもらう必要がある。
- ・心と身体のケアの必要性があることと、そのための相談機関があることを伝える。
- ・警察に届け出る意思があるかどうかを確認する。警察で捜査を行い、事実を究明するために必要な証拠は、性暴力被害においては被害直後でなければ採取することが難しい場合があることを説明する。

7) 性的虐待が疑われる報告を受けた場合

- ・「児童虐待の防止等に関する法律第六条」に基づき、管理職は児童相談所に通告（相談）する。
- ・管理職は教育委員会に報告する。
- ・性的虐待の訴えがある場合は、加害者からの分離が原則となる。「分離」の時期は、児童生徒が性的虐待を訴えた当日であり、できるだけ早い時間に通告する。児童生徒は家に帰さず、学校に在る間に通告し、通告後、加害者と児童生徒が学校で遭遇しないようにする。
- ・兄弟姉妹が在籍している場合には、兄弟姉妹も学校に留め置く。（訴えた以外の兄弟姉妹も虐待を受けている等、安全確保が必要な場合もあるため）
- ・通告には証拠や証明は必要なく、児童生徒の安全が確保できないという理由で通告することができる。

8) 同じ学校の児童生徒が加害者の場合

- ・同じ教職員が被害者・加害者双方を担当しない。
- ・児童生徒自身の特性を把握し、性に関するルールと知識を伝え、「相手もそんなに嫌ではないだろう」などの誤った考え方が、相手や周囲に不快感や不安感を与えていることを指導する。
- ・加害児童生徒の保護者には専門機関や相談窓口との連携を勧める。
- ・性問題行動を起こした児童生徒の保護者は、事態を過小評価し、偶発的な性行動と捉えがちである。今後更に悪化する場合もあること、児童生徒との情緒的なコミュニケーションと適切なモニタリング（見守り）が不可欠ということを伝える。

9) 被害児童生徒、保護者への継続的な支援

- ・定期的に支援体制を見直し、学校生活における配慮事項を決める。
- ・被害児童生徒に不眠や食欲不振、欠席が続くなどの状態があれば医療機関の受診を勧める。
- ・安全な場所の確保・維持のため、被害児童生徒や保護者に不安・心配はないかなどを聴き、対応を話し合う。

10) 中長期の支援

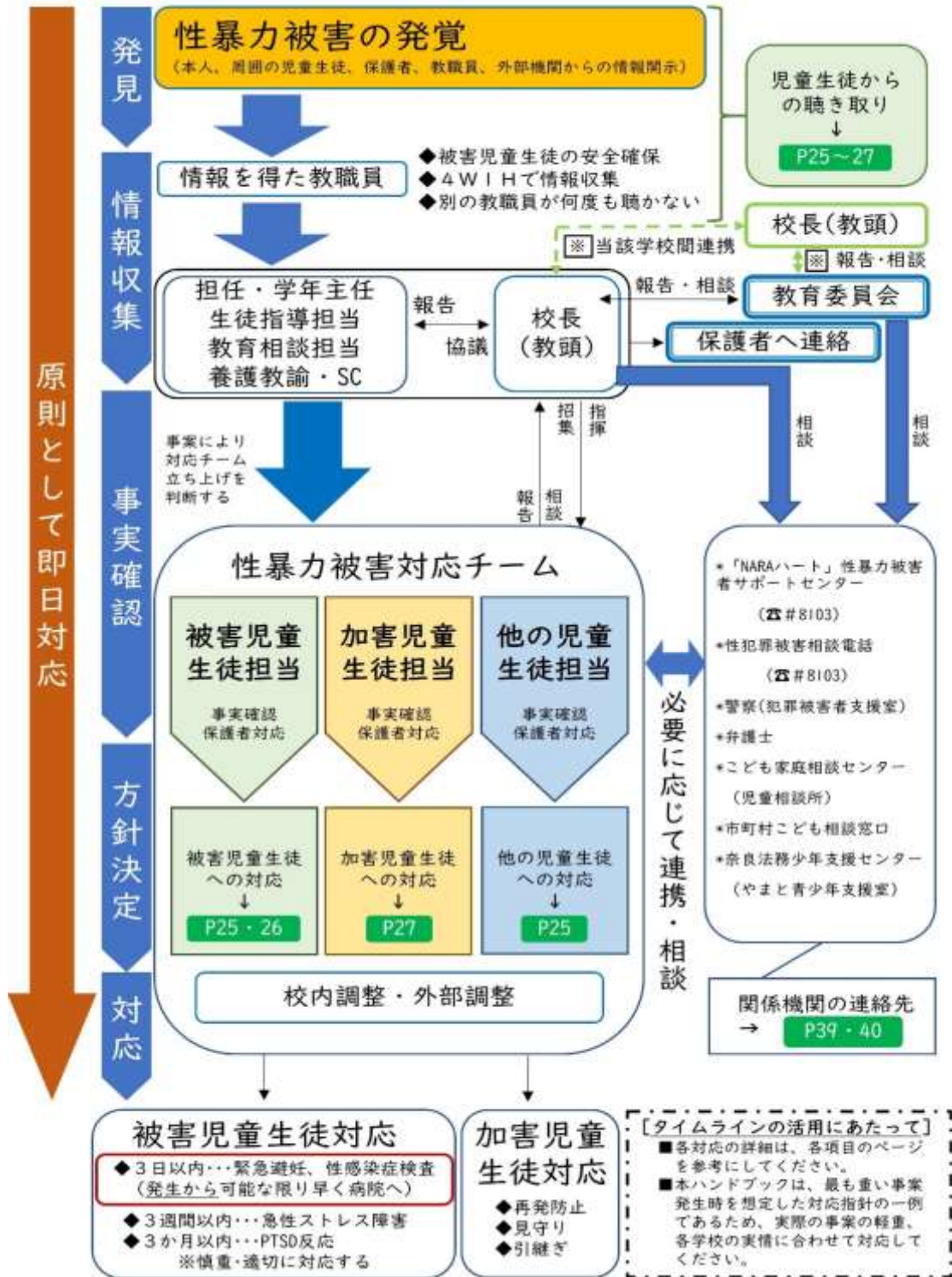
時間が経つと心理的な影響（トラウマ反応）が見えにくくなり、周囲の理解は薄れがちになるため、心ない発言をしてしまうことがある。進級や進学するときには、事件を思い出すものや、未だに回避しているものなど注意する点について、十分相談の上、引き継ぐ必要がある。

何かのきっかけで不登校となったり、身体症状が出現したり、服装や髪型が変化したり、性的な問題行動を起こしたりすることがあるため、被害児童生徒や保護者に対して長期に見守っていく体制が必要である。また、進学など重大な決断を迫られているときや、別の苦難が訪れたときにトラウマ反応がぶり返すこともある。時間の経過とともに改善することが多いが、長引く場合は専門機関につなげる。

引用・参考文献：

国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）による「安全な暮らしをつくる新しい公 / 私空間の構築」研究 開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める “人-地域-社会” によるケアシステムの構築」の成果物 （2020）学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き

3 児童生徒に性暴力被害が起こった場合のタイムライン



本タイムラインは以下の資料を参考にし、学校間を跨いだ事案が発生した場合や他の児童生徒（加害・被害以外）への対応が必要な場合を想定し、奈良県版として作成している。

引用・参考文献：

国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発) (2020) 学校で性暴力がおこったら被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き
三重県環境生活部 くらし・交通安全課 (2023)「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブック

VII 学校における性に関する相談の支援対応事例

学校における健康相談及び保健指導については、学校保健安全法第八条(健康相談)に「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする」、第九条(保健指導)に「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の課題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする」と規定されています。

本章の事例は、児童生徒に見られる性に関する課題に対応した仮想事例です。これらの事例を参考にしながら、各学校の実情に応じて適切に対応してください。家庭や関係機関との連携等については、参考資料も活用してください。

事例1 定期健康診断の結果、思春期早発症の疑いがある児童(小学3年生)

【事例の概要】

定期健康診断結果を基に成長曲線を作成すると、急激に身長が伸びている児童がいた。内科検診の際、学校医から「思春期早発症の疑いがある」と受診勧告の指示を受けた。

【支援・対応例】

養護教諭は、内科検診や成長曲線の状況から思春期早発症の疑いがあることを管理職、学級担任に伝え、対応について相談をした。健康相談の実施について保護者に連絡し、保護者の了承のもと、時間や場所を設定した。

はじめに、学級担任、養護教諭による、保護者(母親)を対象にした健康相談を実施した。内科検診での学校医からの所見や成長曲線の状況について母親に報告するとともに、家庭での本人の身体の変化への認識について尋ねたところ、母親は、最近急に身長が伸びたと感じている。入浴時も弟と一緒に入浴することを嫌がっていたので、少し気になり父親に相談し、本人から話を聞いてみたところ、3年生になったころから、急に睾丸が大きくなってきたように感じ、陰毛が生え始めてきているという。父親と一緒に入浴し、身体の変化について確認し、本人には、身体が大人になるための準備であることを伝えている。保護者は最近の子供の成長は早いのだろうと考えていたとのことであった。

養護教諭は、本人の身体の変化や成長曲線の状況から、思春期早発症の疑いがあること、専門医への受診が必要かもしれないこと、学校医による健康相談も可能であることを伝えた。

思春期早発症による影響として以下の内容を伝え、専門医への受診を含め、今後の対応について相談した。

- ① 低年齢で急速に体が完成(成熟)してしまうために、一時的に身長が伸びた後、小柄のまま身長が止まってしまうことがある。
- ② 幼い年齢で睾丸が発育する、陰毛が生える、声変わりするなどの症状が出現するために、本人や周囲が戸惑う心理社会的問題が起きることがある。
- ③ まれではあるが、脳などに思春期を進めてしまう原因になる病変が見つかることがある。

専門医への受診の結果、「思春期早発症」の診断があった場合は、保護者や主治医と今後の治療方針等について情報を共有し、共に児童の支援に当たれるよう定期的に健康相談の機会を設けることを保護者に提案した。

学校生活において、本人が不安に思っていること、困っていることなどについて聴き取ったり、友達との人間関係や学習に取り組む意欲などの心理的・社会的側面についても健康観察を行ったりするなど、様々な側面の支援に努めた。

【支援・対応のポイント】

- ・児童が自身の身体の変化や今後の治療について肯定的に捉えられるよう支援する。
- ・定期的に発育の状態を確認・記録するとともに、健康相談を行い、児童の不安があれば解消できるよう取り組む。
- ・保護者には定期的に連絡を行い、治療の状況を確認するとともに、保護者を労い、心理面で支援できるよう努める。

【参考資料】

公益財団法人 日本学校保健会（2015）児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂
第1章 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施
5 方法及び技術的基準 ③ 栄養状態



公益財団法人 日本学校保健会（2022）教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き
令和3年度改訂
第5章 健康相談及び保健指導事例
健康相談事例 事例5① 体育の授業を嫌がる要因が思春期早発症だった児童



事例2 下校途中に性暴力被害を受けた児童（小学6年生）

【事例の概要】

1学期末の担任と保護者との2者面談の際に、面談を終えた小学6年生の児童の保護者（母親）が保健室に立ち寄り、「数日前に、下校途中のトンネル内で性暴力被害を受けた。本人の心情を考慮し、大ごとにはしたくない。」との相談があった。

【支援・対応例】

養護教諭は、被害を大ごとにしたくないという母親の思いを受容しつつも、教職員の守秘義務を徹底することを説明し、管理職、学級担任を含む必要最小限の関係職員にのみ被害の詳細を伝えることについて了承を得た。

報告を受けた管理職は、学級担任、学年主任、生徒指導主事に守秘義務の徹底を伝えた上で、（相談先である）養護教諭を中心に連携して心のケアに当たるよう指示した。さらに、保護者に連絡を取り、再発を防ぐため、個人名を伏せた上で、下校時に事件が発生したことを全ての教職員と保護者に連絡すること、教育委員会の担当者に被害の発生について報告することについて了承を得た。

養護教諭は、被害者が女子の場合には女性の警察官が対応できるよう希望できること、聴取りは学校で行い、管理職や養護教諭が同席することができること、警察から犯罪被害者支援センターに依頼して事件の相談をすることができることなどを保護者に説明し、警察への被害の届け出を促した。

養護教諭や学級担任は、本人に対して普段と同様に接し、教職員からは事件に触れないようにした。本人が話をした際には、性的被害を受けたのは「自分が悪い」という罪責感をもちやすいことを念頭に置きながら傾聴した。

本人や保護者が希望する場合は、保護者に送迎をお願いした。

学校と保護者のきめ細かい情報交換により児童の状況を継続的に把握するとともに、保護者の心情にも留意し、相談に応じるように努めた。

【支援・対応のポイント】

- ・性暴力被害を警察に通報する際、同性の警察官が被害児童からの聴取りに当たってもらえるよう、事前に伝えておく。
- ・管理職は、事件の再発を防ぐため、警察のパトロール強化を依頼し、全ての保護者に事件が発生したことを通知する。また、保護者の了承を得られたら、警察から地域住民に対しても、注意を呼び掛けることを要望する。
- ・学校では、各学級担任から児童に「人通りの少ない道を一人で帰らないよう」指示し、通学路の要所において、教職員が立哨指導するなどの対策を行う。

【参考資料】

文部科学省：性犯罪・性暴力対策の強化について

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



事例3 月経痛等により、保健室に頻回来室している生徒（中学1年生）

【事例の概要】

生徒は、腹痛や頭痛、吐き気などで、保健室に頻回に来室をし、保健室ではうつむいて座ったり、ベッドで丸くなったりして休養していた。養護教諭が話を聴いてみると、泣きながら月経時の不調を訴えた。

【支援・対応例】

養護教諭は、バイタルサイン等の確認した後、本人が安心して落ち着いて話せる場所で、現在の症状や経過について問診をした。併せて、本人が不安に思っていることや家族への相談状況などについて尋ね、体調が悪いときは無理をしなくてよいことを伝え、本人の不安を和らげた。また、今後もしんどくなるのであれば保健室を利用してよいことを伝えた。安心して学校生活を過ごすためにどうしたらよいかを一緒に考え、必要であれば学級担任や教科担当にも共有することを伝え、同意を得た。

さらに、本人に月経の仕組みや、月経に伴い心身の症状が出る可能性があることを指導し、保護者にも情報共有や説明を通じて理解や協力を求めた。

月経困難症には、子宮筋腫や子宮内膜症などの疾病が原因となる可能性もあるため、専門医に受診することを勧めた。受診のタイミングや服装、持参するとよいものなどについて情報提供をし、受診時の不安や負担が軽減できるように努めた。

【支援・対応のポイント】

- ・本人の話は遮らず、丁寧に聴き取る。来室の回数や経過、相談内容等について記録をとっておく。
- ・本人のつらかった思いや、不安な気持ちに寄り添い、「しんどかったね」「心配していたんだね」と受け止める。
- ・教職員が、月経困難症への理解を深め、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。
- ・家庭と連携し、必要に応じて専門医による検査や治療を受けられるよう情報提供する。
- ・生徒本人が、自分の月経に伴う心身の症状と対処方法を理解し、改善していけるような支援や指導を行う。

【参考資料】

公益財団法人 日本学校保健会（2015）児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂
第2章 健康診断時に注意すべき疾病及び異常 7 産婦人科関連





事例4 習い事の指導者から性暴力被害を受けている生徒（中学1年生）

【事例の概要】

体調不良（腹痛）で保健室に来室した生徒に、養護教諭が腹部の触診のため、「お腹を触るよ。」と声をかけると、顔色が変わり、身体を強張らせてうつむいた。保健室で休養させ、経過を観察していると、保健室に他の生徒が誰もいなくなってから、養護教諭の傍に来て、「習い事の指導者に時々身体を触られる。自分はじっとしている。指導者からは『誰にも言うてはいけない』と言われている。」と打ち明けた。

【支援・対応例】

養護教諭は落ち着いた態度で接し、本人が話してくれたことを労った。本人の気持ちに寄り添いながら、落ち着いて話せる場所で受容的に聴き取り、本人の思い（恐怖や不安）を受けとめ、心情に配慮しながら状況を把握した。詳細を無理に聴き出したり、指導になってしまったりしないように注意した。繰り返し「あなたは悪くない。」ということ伝えた。

本人の了承を得て、管理職、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭等でプライバシーの保護に努めながら、情報を共有した。また、保護者に連絡し、状況を伝え、家庭での様子等についても聴取りを行った。加害者との関係が、継続していたため、本人の安全確保を第一に考え、警察への被害の届け出や性暴力被害者サポートセンターなどの専門機関への相談を促した。

本人や保護者には、眠れない、食べられないなどの身体症状や様々なトラウマ反応が現れることがあっても、それは自然な反応であることを伝え、本人の不安を和らげるとともに、学校生活における支援について検討した。本人の状態や希望に沿ってスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、専門機関への受診につなげることも視野に支援に努めた。

【支援・対応のポイント】

- ・被害生徒の安全確保を第一に考える。
- ・自分を責める気持ちが起こる可能性があるため、被害生徒には何の落ち度も責任もないことを、繰り返し伝える。
- ・性暴力被害の後は、フラッシュバックやトラウマ等に留意し、保護者や関係機関と連携しながら長期的に支援する。

【参考資料】

内閣府男女共同参画局：性犯罪・性暴力対策

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html



事例5 SNSで知り合った人から性暴力被害を受けた生徒（中学2年生）

【事例の概要】

SNSで知り合った人に「一度会おう。」と誘われ会いに行ったところ、無理矢理身体を触られたことを訴えてきた。本人は「誰にも言わないで。」と言っている。

【支援・対応例】

相談を受けた教職員は、本人が安心して落ち着いて話せる場所で、本人の思い（恐怖や怒り、悲しみなど）を受け入れながら話を聴いた。相談を受けた教職員は「誰に何をされたのか。」の事実確認を行うが、詳細を無理に聴き出したり、生徒のとった行動に対する指導になったりしないよう留意して対応した。被害を受けたことについて繰り返し「あなたは悪くない。」ということを伝え、話してくれたことを労い、本人に寄り添う姿勢で接した。その上で、「誰にも言わない約束はできないよ。信頼できる人には伝えることはあるよ。ただ、誰にでも言うわけではないから安心してね。」「誰にも言わないで欲しいという気持ちにはどんな心配があるのかな。」と情報の共有についても話をした。保護者の協力が必要となる場合もあることを伝え、保護者や一部の教職員に伝えることの同意を得た。

また、本人の心身の状態について尋ねた。眠れない、食べられないなどの身体症状や様々なトラウマ反応が現れることがあっても、それは自然な反応であることを伝え、本人の不安を和らげるとともに、今後しんどくなることがあれば必ず相談することを伝え、本人の状態に応じて必要であればスクールカウンセラーにつなげたり、相談機関を紹介したりした。

本人の状態が落ち着き、本人との信頼関係が構築できたら、再発しないためにどうしたらよいかを一緒に考えるように努めた。

【支援・対応のポイント】

- ・被害生徒の話は遮らず、丁寧に聴き取り、使った表現や言葉をそのまま記録に残す。
- ・「なぜ」、「どうして」という圧力をかける言葉は避け、「何が」や「どういうことで」に言い換える（例：「どうしてそこに行ったの」→「どういうことがあって、そこに行くことになったの」など）。
- ・聴く側が怒りや動揺を見せると、被害生徒はそれ以上話ができなくなることもあるため、感情的にならないように留意する。
- ・障害のある生徒については、個々の障害の特性や状態等を踏まえて対応をする。
- ・繰り返し同じ話を聴き取ることは本人のトラウマ体験を深めることになり、話の内容や記憶が変化する可能性もあるため避けるようにし、本人が信頼できる複数の教職員で対応する。
- ・相談を受けた者が一人で抱えることなく組織で対応する。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、また、場合によっては警察等への被害の届け出の必要性を被害生徒及び保護者に丁寧に説明し、同意を得た上で外部機関と連携する。

【参考資料】

警視庁：なくそう、子供の性被害。

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/



事例6 望まない性的行為を断りたいと打ち明けた生徒（中学3年生）

【事例の概要】

保健室に来室した生徒が、「好意をもっている相手と二人で遊んだ際、同意なくキスをされ、性的な行為を迫られた。今後も断りたいが、相手に嫌われたくない。」と養護教諭に相談した。

【支援・対応例】

養護教諭は、本人の気持ちを受け止め、相手の生徒とどのような関係を築きたいのかについて、話を聞いた。また、性的欲求や性意識には個人差があることを伝え、相手の性衝動が抑えられず、自分は望んでいなくても、性的行為まで発展する可能性とリスク（性感染症、望まない妊娠）について指導した。その上で、これからどう行動していくかを本人に考えさせ、自分の気持ちを正直に相手に伝え、自分も相手も大切にしたいと伝えた。

相手の生徒と話ができる関係であったため、性的欲求や性意識には個人差があり、相手の気持ちは自分の気持ちと同じとは限らないことや自分の気持ちを押し付けて行動した結果、相手を傷つけてしまったり、後でトラブルに発展したりする可能性があること、性的接触のリスク（性感染症、望まない妊娠）について指導した。そして、相手の気持ちを大切にしたいと伝えた。

保護者に対しては、本人の了承を得て、事実と生徒本人の気持ち、指導内容を伝え、保護者からも本人に対しての思いを伝えてもらうようお願いをした。また、交際のあり方についても触れ、保護者不在のときは他人を家に入れないなどの家庭内ルールを設定し、不安なときは家庭での生徒の様子を報告・相談してもらうよう依頼した。

【支援・対応のポイント】

- ・管理職、生徒指導主事、学年主任や学級担任等と指導内容の共通理解を行った上で対応を行う。
- ・保護者と連携した見守りや指導を行い、状況に応じてスクールカウンセラー等の連携を検討する。
- ・人権教育等で、人権尊重・男女平等の精神に基づき、適切な意思決定や行動選択ができるように指導し、性的接触の強要にもなりかねないデートDVの防止につなげる。

【参考資料】

公益財団法人 日本学校保健会（2022）教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き
令和3年度改訂
第5章 健康相談及び保健指導事例
健康相談事例 事例18 交際相手から性的関係を強要された生徒（デートDVを含む）



事例7 無意識に性器いじりをする生徒等（特別支援学校中学部・高等部生徒）

【事例の概要】

特別支援学校中学部の生徒が無意識に性器を触っている姿や、高等部で、お互いに好意をもつ生徒同士が抱き合っている姿を発見した。

【支援・対応例】

性器いじりや好意をもつ生徒への距離が近くなりすぎる原因として、二次性徴についての理解が十分でないことが考えられるため、発達段階に応じて、行為の原因を整理し、生徒への指導支援を行った。

〈性器いじりに対して〉

プライベートゾーンについて指導し、性器を触ってもよい場所や時間があることを理解させた。性器いじりをしている場面を発見したときは、一方的に叱るのではなく、適切な方法について伝えた。また、保護者への情報提供を行い、家庭と連携した指導に努めた。

〈好意をもつ相手との距離について〉

好意をもつ相手との付き合い方や、人によってパーソナルスペースや身体接触により起こる感情が違ふことなどを指導し、抱き合うことで嬉しくなる人も嫌な気持ちになる人もいることを理解させた。また、必要に応じて、妊娠・出産等についても指導し、感染症や望まない妊娠のリスクを指導した。生徒同士が抱き合っている場面を発見したときは、一方的に叱るのではなく、適切な方法について伝えた。

保護者への情報提供を行い、家庭と連携した指導に努めた。

【支援・対応のポイント】

- ・保護者、担任・養護教諭等の教職員、福祉サービス担当者や外部の専門機関等と協議し、児童生徒の状況を多面的に把握するとともに、一貫性のある指導支援を行う。
- ・児童生徒の内面に共感し、否定ではなく、適切な行動ができるように支援する。
- ・発達段階に応じた指導と支援を継続的に行う。

事例8 自分の性別に違和感がある生徒（高校1年生）

【事例の概要】

生徒が、保健室の掲示物をきっかけに「自分の性別に違和感があるが、どうしていいかわからない。」と打ち明けてきた。

【支援・対応例】

相談を受けた教職員は、落ち着いた態度で接し、本人が話をしてくれたことを労った。そして「性別に違和感がある」という本人が抱えている思いに傾聴した。違和感について言語化することが難しい場合は、具体的にどんなことにしんどさや困難を感じているのかなど、本人が言語化しやすい質問をし、一緒に考える姿勢を示した。また、本人の話をも否定することなく、「本人の生きている世界」として理解することに努めた。

学校生活において困っていることを聴き、解決に向けて一緒に考えていきたいことを伝えた。そのためには（話を聴いているのが学級担任でない場合は）学級担任や養護教諭にも知っておいてもらった方がよいことを伝え、本人の了承を得た。「支援チーム」をつくり、教職員の共通理解のもと、生徒の環境を調査した。

保護者に打ち明けることについては、本人の思いを尊重し、寄り添いながら、共に継続して考える。保護者が本人の悩みなどを受容している場合は、保護者と密に連携しながら支援を進める。保護者が受容していない場合にも、本人の学校生活での悩みを軽減することを目的に、保護者と十分に話し合い、支援を行っていく。

【支援・対応のポイント】

- ・「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身の状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、教職員は日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えておく。
- ・性暴力被害等のケースにおいては現実的な対応につなげるための質問になるが、性自認や性的マイノリティに関するケースでは本人が自分を語る作業、そして聴く側が話をしている本人を理解することが大きな目的となるため、それらを深めるような質問をしていく。
- ・教職員は自身の経験や価値観に当てはめず、本人の世界観を受容するように聴く。
- ・「ずっとジャージで過ごしたがる」、「学校のトイレを使おうとしない」、「体育の授業に出たがらない」など、日頃の様子でサインが出ている可能性もある。
- ・学校生活を送る上で、特別な支援が必要な場合がある。その際は「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡をとりながら支援を進めることが重要である。
- ・最初に相談を受けた教職員が一人で抱え込むことなく、組織的に取り組む。
- ・画一的な対応ではなく、個別の事案における本人や家庭の状況などに応じた取組を進めていく。

【参考資料】

文部科学省：性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf



公益財団法人 日本学校保健会（2022）教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き
令和3年度改訂

第5章 健康相談及び保健指導事例

健康相談事例 事例19 体調不良の原因が、性的マイノリティであることによるストレスであった生徒



事例 9 交際相手に自分の裸の画像を送信してしまった生徒（高校2年生）

【事例の概要】

交際相手の要求で自分の裸の画像を送信したことがある生徒が、交際終了後、かつて送信した画像のことが心配になって学級担任に相談した。

【支援・対応例】

学級担任は、落ち着いた態度で接し、本人が安心して話ができる場所で、本人の不安な気持ちに寄り添って話を受容的に聴き取り、状況を把握した。画像が流出している場合には至急の対応が必要であるため、本人の了承を得て管理職、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭等の関係職員で情報を共有した。

本人及び保護者の意向を確認し、至急、警察に被害を届け出て、画像削除の依頼を申請するよう促した。

保護者と連携し、学校や家庭での様子を経過観察し、いつもと様子が違うときや気になる行動があるときには、スクールカウンセラー等へつなげるなど、必要な支援を行った。

交際相手と同じ学校の生徒であり、すでに画像が流出していたため、本人及び保護者の意向を確認し、警察に被害を届け出た後は、警察と連携して対応を行った。また、行動の背景を把握するため、生徒指導主事が情報を整理し、本人にはスクールカウンセラー等の相談を実施した。交際相手の生徒指導の際には、過剰に責めたり、気持ちを無視したりする指導とならないよう、また、プライバシー保護の観点から十分配慮した。

両生徒とも継続的にスクールカウンセラーの相談を行い、心の安定を図るとともに、定期的にケース会議を開き、教職員で情報共有をして見守りを行った。

【支援・対応のポイント】

- ・全校生徒に対して、警察等の専門機関から講師を招聘し、情報リテラシーやインターネットにおける肖像権等のプライバシー保護について指導したり、デートDV未然防止教室などを開催し、人間関係や男女交際について指導したりするなど、予防的な取組を行う。
- ・保護者に対して、性別にかかわらず SNS を介した性被害等が起きている実態を知らせ、スマートフォン等の家庭内ルールを設定するなど、適切な管理は保護者の責務であることを周知する。
- ・保護者も含めた情報リテラシー、性教育や人権教育は大切であるが、日頃から計画的に行っているものでなければ、被害が起こってから全校児童生徒や PTA に向けて指導すると、被害児童生徒や加害児童生徒のプライバシーがさらに脅かされる恐れがあるので、指導の時期については十分配慮する。
- ・必要に応じてスクールソーシャルワーカー等と連携し、専門機関による支援につなげる。
- ・教職員に対しては、性に関する正しい知識や性暴力についての研修を被害後早期に行い、被害がもたらす心身への影響や、加害にいたる様々な要因などを理解した上で、対応することが重要である。

事例 10 オンラインゲームで知り合った人と会い、性暴力被害を受けた生徒
(高校3年生)

【事例の概要】

生徒がオンラインゲームで知り合った人と実際に会い、性行為を強制された。動揺する中、親には心配をかけたくなくて言い出せず、養護教諭に相談した。

【支援・対応例】

養護教諭は、落ち着いた態度で接し、本人が安心して話ができる場所で、本人の不安な気持ちに寄り添って話を受容的に聴き取り、状況を把握した。また、本人の了承を得て管理職、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭等の関係職員で情報を共有した。

本人の心情に配慮しつつ、了承を得て保護者と連絡をとり、至急、学校医、婦人科専門医に相談し、受診を勧めた。また、警察、性暴力被害者サポートセンターなどの専門機関への相談や被害を届け出ることを促した。

本人が安心して話せる教職員、スクールカウンセラーや専門機関相談員等がカウンセリングマインドやプライバシー保護に配慮して心のケアに努めた。

保護者と連携し、学校や家庭での様子を経過観察し、いつもと様子が違うときや気になる行動があるときには、スクールカウンセラー等へつなげるなど、必要な支援を行った。

当初の対応が落ち着いた後も、継続的にスクールカウンセラー等の相談を行い、心の安定を図るとともに、フラッシュバックやトラウマ等に留意し、保護者や関係機関と連携しながら長期的な支援に努めた。




【支援・対応のポイント】

- ・ プライバシー保護、守秘義務を遵守し、本人の心情に十分配慮した上で対応する。
- ・ 妊娠の可能性がある場合、緊急避妊法（アフターピル）が有効な 72 時間以内に受診してもらう必要があることなどを把握しておく。
- ・ 女性だけでなく、男性も被害に遭うことがあることを理解しておく。
- ・ 性被害、性加害を防止するために、専門機関や警察と連携した保健指導を行う。
- ・ インターネットや SNS 等を通じた性暴力被害は現代的な課題として、PTA 総会等で議題にし、保護者と共通理解をしておく。
- ・ 本人や保護者が被害を届け出たくないという場合には、まずはその理由を聴き、「何度も被害のことを言いたくない」、「思い出したくない」という気持ちを受容する。その上で、警察等に相談することで、他の人への性被害を防げることや性暴力被害者支援センターや医療機関で身体や心のケアができること等を丁寧に説明する。電話やメールなど匿名でも、また、時間が経ってからでも相談できるところがあることも伝える。

参考資料

1 関係機関連絡先

相談窓口・相談機関	内容	連絡先
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター / 内閣府男女共同参画局 	性犯罪・性暴力に関する相談窓口。全国共通の電話番号で最寄りのセンターにつながり、産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などを実施している専門機関とも連携している。	#8891
犯罪被害者等施策 - 警察庁 / 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」 	性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号を運用。ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。	#8103
SARC 東京とは - 性暴力救援センター・SARC 東京 	産婦人科医療や警察への通報、付き添い、弁護士や他の相談機関への紹介など、必要な支援を一つの場所で行うワンストップ支援センター。性暴力・性犯罪の被害相談を 24 時間 365 日受け付けている。	#8891 (03-5577-3899)
性暴力救援センター・大阪 SACHICO 	24 時間体制のホットライン及び支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、SACHICO と連携している関係機関の支援を受けることができる。	072-330-1077
奈良県性暴力被害者サポートセンター (NARAハート) / 奈良県公式ホームページ 	性暴力の被害に関する相談に、女性支援員が対応。医療機関、警察、弁護士、カウンセリング等ニーズに合った関係機関へつなぎ、連携して支援を行う。メール相談や面接相談あり。全国共通短縮ダイヤル #8891	0742-81-3118 火～土曜日 9:00～17:00 上記以外転送対応あり
奈良県警察本部捜査第一課 相談電話「性犯罪被害相談110番」	女性が相談しやすいよう、原則として女性警察官が対応。全国共通短縮ダイヤル #8103	0120-312-110 24時間 本部当直員対応あり

相談窓口・相談機関	内容	連絡先
少年相談専用電話「ヤング・いじめ 110 番」 のご案内 / 奈良県警察 	非行、いじめ、犯罪による被害など少年に関する問題についての相談。	0742-22-0110 24時間 本部当直員対応あり
奈良県中央こども家庭相談センター	子供の成長、発達、行動、しつけなど、様々な問題、心配事についての相談、児童虐待相談、里親相談。	0742-26-3788 月～金曜日 9:00～17:00
奈良県高田こども家庭相談センター	※休日・夜間の児童虐待等緊急相談・通報は中央こども家庭相談センターで24時間受付	0745-22-6079 月～金曜日 9:00～17:00
奈良市子どもセンター	子育ての不安や悩みについての相談。関係機関と連携した支援とサポートを行う。	0742-34-4804 月～金曜日 9:00～17:00
あすなるダイヤル (奈良県立教育研究所)	(教育相談) 不登校やいじめなど学校生活での悩み、子育てなど家庭生活での悩みについての相談。 ※右記の時間帯以外は「奈良いのちの電話」に転送	0744-34-5560 平日 9:00～17:00 上記以外転送対応あり
24 時間子供 SOS ダイヤル (教育委員会の相談機関)	いじめなど子供のSOSに対する相談。 ※右記の時間帯はあすなるダイヤルが対応、それ以外の時間帯は「奈良いのちの電話」が対応(24 時間)	0120-0-78310 平日 9:00～17:00 上記以外転送対応あり
公益社団法人なら犯罪被害者支援センター 	犯罪や事故で心身に被害を受けられた被害者やその家族等に専門の相談員が次の支援を行う。電話相談、面接相談、病院・警察・裁判所等への付添、その他必要な直接支援や弁護士、臨床心理士等による専門相談。	(奈良) 0742-24-0783 月～金曜日 10:00～16:00
	(性暴力被害専用) 性犯罪等の被害に遭われた被害者やその家族等に女性の相談員が対応。	(中南和) 0744-23-0783 同上 (水～金は奈良に転送)
奈良いのちの電話協会 	様々な悩みについて24時間365日相談できる相談ダイヤル。	090-1075-6312 月～金曜日 10:00～16:00
		0742-35-1000

2 性に関する指導の参考資料

- 1) 文部科学省（2019）小学校保健教育参考資料
改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2019/07/12/1334052_2.pdf

- 文部科学省（2020）中学校保健教育参考資料
改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2020/20200317-mxt_kensyoku-01.pdf

- 文部科学省（2021）高等学校保健教育参考資料
改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/20210310-mxt_kouhou02-1.pdf

- 2) 文部科学省（2022）生徒指導提要
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf
第12章性に関する課題

- 3) 文部科学省（2015）
性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

- 4) 文部科学省（2016）性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対する
きめ細かな対応等の実施について（教職員向け）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf

- 5) 文部科学省（2021）障害のある子どもの教育支援の手引
～子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tokubetu01-000016487_01.pdf

- 6) 文部科学省：性犯罪・性暴力対策の強化について
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

7) 文部科学省：生命（いのち）の安全教育

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



8) 文部科学省：生命（いのち）の安全教育指導の手引

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/assets/file/inochino-anzenkyouiku-tebiki.pdf



9) 東京都教育委員会：性教育の手引

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/03/28/documents/22_01.pdf 他



10) 神奈川県教育委員会：

性に関する指導の手引き～「生命（いのち）の安全教育」との関連から考える～

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/86921/seitebiki_3allzenhan.pdf

（前編）

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/86921/seitebiki_all_kouhann.pdf

（後編）



11) 奈良県教育委員会：人権教育学習資料集「なかまとともに」

<https://www.pref.nara.jp/45799.htm>

<小学校2> 16 ふたりの「ゆう」

21 さわったって AIDS にうつらないよ

<中学校> 13 あなたもわたしも大切に

18 セクシュアル・マイノリティにとって 暮らしやすい社会を

25 女らしく？・男らしく？<自分らしく！！>

<高等学校> 2 Glass ceiling ガラスの天井

9 ウイルスはひとを選ばない

10 自分らしく生きる

13 素敵なおつきあい



12) 奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）：

学校でおこった性暴力被害の初期対応手引き

<https://www.pref.nara.jp/secure/202903/2024.pdf>



13) 日高庸晴（2016）ゲイ・バイセクシャル男性の健康レポート 2015

https://health-issue.jp/Health_Report_2015.pdf



- 14) 性と生を考える会（奈良県）：
教職員のためのセクシュアルマイノリティサポートブック Ver.4.2
https://eeb3d619-0a69-4938-ald8-171d5258477a.filesusr.com/ugd/eaf92f_a4511395e7914cd3b2f7728dfe0c192a.pdf
- 15) 性と生を考える会（奈良県）：
子どもの声から考える「性の多様性」が尊重される学校づくり
https://eeb3d619-0a69-4938-ald8-171d5258477a.filesusr.com/ugd/eaf92f_a5c32c8c87e84439be030e6c68b7fdad.pdf
- 16) 内閣府男女共同参画局（2024）
男女間における暴力に関する調査報告書
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r05/r05danjokan-1.pdf
- 17) 国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究 推進事業
（社会技術研究開発）バーチャル・ワンストップ支援センターひょうご：
学校で性暴力被害がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している
場合の危機対応手引き
https://onestop-hyogo.com/wp-content/uploads/2022/11/tebiki_web.pdf
- 18) 三重県（2023）学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001061278.pdf> (1/2)

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001061285.pdf> (2/2)



3 生命（いのち）の安全教育

1) 趣旨・目標

生命（いのち）の安全教育とは、「生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの」です。

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、令和3年には文部科学省と内閣府が連携し、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引き等を作成されました。この指導の手引きにおいて、性犯罪・性暴力を根絶していくためには、「加害者にならない」、「被害者にならない」、「傍観者にならない」ための教育と啓発を行っていくことに加えて、児童生徒に対して、また、社会に対して、次のようなメッセージを送り続けることの重要性が明示されました。

- (1) 生命（いのち）の尊さや素晴らしさ
- (2) 自分を尊重し大事にすること（被害者にならない）
- (3) 相手を尊重し大事にすること（加害者にならない）
- (4) 一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）

具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることを目標としています。

2) 指導にあたって

「生命（いのち）の安全教育」の教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することができるように作成されています。各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容などを踏まえた上で、適切に活用するよう留意することが必要です。「生命（いのち）の安全教育の推進に当たっての留意事項」として、以下の点が示されています。

- ・ 授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けた、受けていることを開示してきた場合の対応を事前に検討しておく必要がある。
- ・ 家庭で被害経験（性暴力被害のみならず、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトの被害を含む）がある児童生徒は、「自分の体も相手の体も大切」等の内容を理解、実践できない可能性がある。
- ・ 挨拶の際の行動や、距離感等の考え方が、文化によって異なる場合がある。外国人児童生徒の文化的な背景に十分配慮し、外国人児童生徒の行動が他の児童生徒からの非難の対象となったり、外国人児童生徒の自尊感情を低下させたりするようなことがないようにする必要がある。

引用・参考文献： 文部科学省（2021）「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き
文部科学省（2022）生徒指導提要
文部科学省（2023）性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について

生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分了知されるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法












児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようにご注意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

 【幼児期】 ・水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない ・いやな触られ方をした場合の対応 等		 【高校】 ・自分と相手を守る「距離感」について ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示） ・二次被害について ・性暴力被害に遭った場合の対応 等	
 【小学校】 ・水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない ・いやな触られ方をした場合の対応 ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等		 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】 ・性暴力の例 ・身近な被害実態 ・性暴力が起きないようにするためのポイント ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等	
 【中学校】 ・自分と相手を守る「距離感」について ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示） ・性暴力被害に遭った場合の対応 等		 【特別支援教育】 ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。	

各段階の教材・指導の手引きは、下記のサイトよりダウンロードできます。教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。



文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

いろいろなひとにみせるところじゃないんだね!

くら・かお もだいじだよ!

中学生向け 教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間にかかる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力

- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？

- 「相手は自分より強いのだから、自分から逃げようとするのはおかしい」
- 「相手は自分より弱いのだから、自分から逃げようとするのはおかしい」

親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはやと伝える
- 相手がいやがることはしない

小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？

高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながります。

自分を大切に	相手を大切に	暴力をゆるさない
--------	--------	----------

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を 撮ったり、送ったりしない	相手の下着姿や裸の写真を 送らせたり、SNSに投稿したりしない	誰かの性的な写真が送られてきたら、 そのままにしないで 信頼できる人に相談しましょう
------------------------------	------------------------------------	--

小学生（高学年）向け 教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいい人なのかな？

SNSで知り合った人と会いに来て やりとりしている。仲良く遊んで来たから	その人と実際に会ったことになって！
仲良く遊んで来たから・・・	何れも何れも行ってみたいから、 誰かといっしょに誘って行くつもりで

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

（※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導）

お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

性暴力のない社会を実現するために、お互いの心と体を大切にすることが大切です。そのためには、お互いの心と体を大切にすることが大切です。そのためには、お互いの心と体を大切にすることが大切です。

- 性暴力とは
- 「自分から同意を得ずに」
- 「同意を得たとしても、同意が撤回された後も」
- 「同意を得たとしても、同意が撤回された後も」
- 「同意を得たとしても、同意が撤回された後も」
- 「同意を得たとしても、同意が撤回された後も」

令和5年度 奈良県「性に関する指導ハンドブック」作成委員会

委員長	高田 恵美子	畿央大学 教授 / 奈良県性教育研究会会長
委員	吉村 知容	花園大学 専任講師 / 奈良県性教育研究会副会長
	森田 俊子	文化・教育・くらし創造部 こども女性局 女性活躍推進課長
	堀内 忠彦	文化・教育・くらし創造部 こども女性局 こども家庭課長
	大橋 淳	奈良県教育委員会事務局 高校の特色づくり推進課長
	熊谷 啓子	奈良県教育委員会事務局 学ぶ力はぐくみ課長
	岡田 恭子	奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室長
	辻 智子	奈良県教育委員会事務局 人権・地域教育課長
	湊 丈司	奈良県立教育研究所 教育支援部長
	新子 泰夫	奈良県教育委員会事務局 健康・安全教育課長
ワーキンググループ	北口 貴之	奈良県教育委員会事務局 高校の特色づくり推進課 高校教育推進係長
	小西 依里	奈良県教育委員会事務局 高校の特色づくり推進課 高校教育推進係指導主事
	松本 彩恵	奈良県教育委員会事務局 学ぶ力はぐくみ課 義務教育指導係長
	角谷 尚希	奈良県教育委員会事務局 学ぶ力はぐくみ課 義務教育指導係指導主事
	北井 美智代	奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室 指導係長
	佐竹 寛之	奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室 指導係指導主事
	浅井 真紀	奈良県教育委員会事務局 人権・地域教育課 人権教育係長
	城 武宏	奈良県教育委員会事務局 人権・地域教育課 人権教育係指導主事
	隅岡 寛延	奈良県立教育研究所 教育支援部 生徒指導係長
	久本 拓哉	奈良県立教育研究所 教育支援部 生徒指導係指導主事
	香美 美穂	奈良県立教育研究所 教育支援部 支援・相談係長
守田 華保	奈良県立教育研究所 教育支援部 支援・相談係指導主事	
事務局	高田 大介	奈良県教育委員会事務局 健康・安全教育課 課長補佐
	成田 剛	奈良県教育委員会事務局 健康・安全教育課 学校体育係長
	小林 稔	奈良県教育委員会事務局 健康・安全教育課 健康教育係長
	西岡 知子	奈良県教育委員会事務局 健康・安全教育課 健康教育係指導主事
	吉中 未央	奈良県教育委員会事務局 健康・安全教育課 健康教育係指導主事

令和6年度 奈良県「性に関する指導ハンドブック」作成委員会

委員長	高田 恵美子	畿央大学 教授 / 奈良県性教育研究会会長
委員	吉村 知容	四天王寺大学 講師 / 奈良県性教育研究会副会長
	南 則行	地域創造部こども・女性局 こども・女性課長
	高垣 朗	地域創造部こども・女性局 こども家庭課長
	小 瀧 倫世	奈良県教育委員会事務局 高校教育課長
	吉中 久実	奈良県教育委員会事務局 義務教育課長
	岡田 恭子	奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室長
	辻 智子	奈良県教育委員会事務局 人権・地域教育課長
	井上 和彦	奈良県立教育研究所 教育支援部長
	新子 泰夫	奈良県教育委員会事務局 体育健康課長
事務局	高田 大介	奈良県教育委員会事務局 体育健康課 課長補佐
	成田 剛	奈良県教育委員会事務局 体育健康課 学校体育係長
	北口 貴之	奈良県教育委員会事務局 体育健康課 健康教育係長
	西岡 知子	奈良県教育委員会事務局 体育健康課 健康教育係指導主事
	吉中 未央	奈良県教育委員会事務局 体育健康課 健康教育係指導主事

